

水産政策審議会資源管理分科会
第 1 3 8 回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第138回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和7年6月9日（月）13:30～16:38

場 所：航空会館ビジネスフォーラムB101会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第480号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（まさば及びごまさば太平洋系群の別紙2の変更、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の別紙2の追加、まかじき（中西部太平洋条約海域）の別紙3の追加等）について

諮問第481号 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分について

諮問第482号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第483号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について
- ・資源管理協議会による資源管理協定（大臣認定）の取組の効果検証について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第138回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

まず初めに事務的な御案内です。会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には事務局の方からマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂き、それから御発言の方をよろしくお願いいたします。

また、ウェブの方で御出席の方は、マイク機能をオンにしてから御発言をお願いします。御発言のとき以外はミュートの状態にしてくださいようお願いいたします。また、音声が届く途切れることがあるかもしれませんので、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせを頂ければと思います。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日ですが、資源管理分科会の委員は、ウェブの方を含めまして10名中10名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員の方ですけれども、13名中8名の方に御出席を頂いております。

なお、事務局側の出席者のうち内水面漁業振興室長の生駒は所用により少し遅れて到着予定となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

最後に、配付資料を確認いたします。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、議事次第の1枚の次に資料一覧という紙が入っているかと思います。資料1から枝番号含めまして資料9まで今回ございます。お気づきで資料に不備がある、何か抜けているというものがあれば事務局の方までお申出を頂きたいと思います。非常に大部にわたっておりますので、会議の途中でこれ足りないよとかということがあるかもしれません。そのときはその都度、事務局の方にお知らせを頂ければと思います。

現段階で資料の不備等ございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

そうしましたら、報道関係のカメラ撮りの方、ここまでとさせていただきますので、報道関係の方、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、以降の議事進行を山川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもこんにちは。本日は、皆様、御多用のところ御参集くださいまして誠にありがとうございます。

では、座って議事を進行させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が4件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の進め方について説明いたします。

本日の分科会で取り上げる特定水産資源のうち、「べにずわいがに日本海系群」2資源については、諮問第480号の資源管理基本方針別紙2の追加と、それから、諮問第481号の令和7管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分をそれぞれ審議することとなっております。

各諮問事項で説明する内容には重複があったりもしますので、これら資源につきましては、最新の資源評価結果についてまず御説明いただいた後に、次に資源管理基本方針別紙2の追加、これは諮問第480号ですけれども、それについての説明、そして、令和7管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分、これは諮問第481号でございますけれども、その説明を続けて行っていただいた後、一括して審議するということにしたいと思います。

その後、480号、「まさば及びごまさば太平洋系群」と、「まかじき（中西部太平洋条約海域）」の資源管理基本方針の一部変更について審議するというにいたしたいと思います。その後、残りの諮問第482号、483号について順番に議論を行っていくということにいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第480号「資源管理基本方針の一部変更について」と、諮問第481号「特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分について」を一括して取り上げます。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、諮問事項の進め方につきまして、委員・特別委員の皆様に相談があります。

特に最近の水産政策審議会資源管理分科会において、全ての議事が終了するまでに非常に長い時間を要していたこと、また、今後もTAC管理の拡大などに伴い、御審議いただく内容が増えることが想定されることから、可能な範囲で議事進行の効率化を図りたいと考えています。

その一環として、これまで諮問文を読み上げていたところですが、諮問文は資料としてお配りしておりますので、今回から資料の紹介にとどめ、読み上げは省略させていただきたいと考えます。

また、議論を受けた答申書についても、各諮問事項に係る件名を分科会長に読み上げていただくことにしておりましたが、例えば前回では国際資源だけで10を超えており、時間だけでなく分科会長に結構な負担をおかけしてしまったと、そういうような認識がございまして、今回から件名の読み上げも省略してはどうかと考えます。

以上、2点につきまして、御検討のほどよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ただいまの御提案について、何か御意見等ございますでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 効率化できるということで、私も答申文を全部読み上げなくていいということになりますので、非常に喜ばしいことでございます。

特に御意見等ございませんでしたら、今後そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料の説明に入ります。

まず、諮問文につきましては、資料2及び資料3のとおりですので、読み上げは先ほど御了解いただいたとおり、省略させていただきます。

内容は、「まさば及びごはまさば太平洋系群」、「べにずわいがに日本海系群」、こちらは大臣許可水域と知事許可水域の2資源あります。そして「まかじき（中西部太平洋条約海域）」に関する資源管理基本方針の一部の変更、その他基本方針についての必要な変更が諮問第480号、「べにずわいがに日本海系群」2資源のTACの設定及び配分についてが諮問第481号となります。

それでは、「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」と「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に関しまして、水産機構及び事務局から説明を行います。

○水産機構副部長 それでは、水産研究・教育機構の木所です。私の方から、ベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果につきまして資料４－１－１、これを基に説明させていただきます。よろしくお願いします。

では、次のスライドをお願いします。

まず、ベニズワイガニの資源評価方法です。ベニズワイガニは深海に生息するため調査が難しく、今のところベニズワイガニ日本海系群ではMSYとか資源量が推定できてないというのが現状です。

そこで、ベニズワイガニ日本海系群では、その代替の方法である２系ルールというもので資源評価を行っています。MSYとか推定する方法を１系、１番目の方法とすると、それができていない場合の方法として２系ルール、２番目の方法ということで資源評価を行っています。この方法では、資源量指標値というものを基に目標水準と漁獲管理規則というものを算定してABCをまとめるということになっています。

次、お願いします。

具体的にどのようにやっているかということ、まず資源の状況ですね、資源量指標値には漁業情報を用いております。

次、お願いします。

その漁業情報を基にした資源量指標値を基に、次の漁期どれだけ獲っていいかということ、どうやって決めているかということ、まず資源量指標値を使って、これが一番大事なんですけれども、まず目標というものを決めます。その目標に対して最新の資源評価の結果、資源の指標値がどのぐらいにあるか、目標よりも高ければ次の漁期、漁獲量を増やしてもいい、ただ、目標にも達していなかった場合は漁獲量を制限しましょうと。ただ、その後、資源が回復して資源の指標値というものが上がれば、今度はまた獲ってもいいという、判断になると、こういった手法で行っております。

次、お願いします。

先ほど紹介ありましたけれども、資源評価につきましては、ベニズワイガニ日本海系群は漁業と資源動向、そういったものが異なることから、大臣許可水域と知事許可水域、この二つに分けて資源評価を行っています。

次、お願いします。

ただ、このベニズワイガニにつきましては、漁業情報で資源評価を行っていますので、どうしてもちょっと調査船と違って操業場所、いろんな漁業の影響を受けるということで

データの偏り、そういったものを統計的処理を行って指標値を求めている。その辺の概念についてこの図に紹介させていただいております。

次、お願いします。

以上のような方法を基に、ベニズワイガニの日本海系群の資源評価を行っており、これからその最新の昨年度の資源評価報告書の結果について紹介させていただきます。

まず、図1が分布域、これを大臣許可水域と知事許可水域に分けています。図2が漁獲量の推移ということで、青が大臣許可水域、オレンジのが知事許可水域、これを見ていただければ分かりますとおり、大臣許可水域、増えたり減ったりを繰り返しながら減少傾向で、知事許可水域につきましてはほぼ横ばいで近年安定しているという経緯になっております。

次、お願いします。

先ほども言いました2系ルールでの資源評価というのは資源量指標値を基に評価するわけですが、その資源量指標値の変化につきましてこの知事許可水域と大臣許可水域の変化を示しております。青が大臣許可水域、オレンジが知事許可水域になっております。

この変化を見ていただきますと、80年代から90年にかけて両方とも下がっております。その後、青の大臣許可水域、上がったたり下がったりを繰り返しながらここ5年ぐらいは上昇しているのに対し、知事許可水域の方は、こちらも90年代、90年まで下がってしまいました。その後は上昇傾向にあるということで、海域によって若干動向が違ふということになります。こういったような資源量指標値を基に資源評価を行うということになります。

では、次お願いします。

このスライドが一番大事というか、ポイントになるわけですが、大臣許可水域の資源評価結果の解釈について説明させていただきます。

まず、先ほどの資源量指標値を、これはちょっと見にくくて申し訳ないです。左側の図4の右側の軸に5%、20%、40%というのはパーセントと書いてありますが、その指標値の変化というのを資源評価の際にパーセント水準という、そういったものに置き換えて判断しております。

どのようにパーセント水準でやっているかといいますと、ちょっとこの辺、専門的で恐縮なんですけれども、この過去のデータというものを各年度、資源量指標値を正規分布というものに当てはめて、一番出やすいところ、一番多いところを50%、真ん中に来るわけです。そういったものにして、下から積み上げていって、低いところから5%ずつ積み上げていって、全部足したところに100%になるように、要は多いところほどパーセント水

準が高くて、低いところほどパーセント水準が低いという、与え方をしております。

これは特別な方法というわけではなくて、いわゆる中学生と高校生の受験に使っている偏差値ですね、それと同じような考えを基にやっております。こういった中、先ほど紹介した目標水準をどこにしているかといいますと、資源の維持と漁獲、これを両立できる水準として、この辺、研究所でシミュレーションやった結果ですけれども、80%水準、ここを目標にしています。この80%水準というのは、先ほどちょっと紹介しました偏差値と同じような考えでいくと大体56、57、そのぐらいのところが目標になっているとイメージしていただければと思います。

この80%水準よりも高ければ獲ってもいいと、低ければ制限しましょうということになります。最新年の調査結果では、この大臣許可水域では、ここに書いてあります61%水準ということで、目標の80%を達していないという状況と判断しております。

では、この61%水準の場合はどのぐらいの翌年漁獲を下げるかというのを右側の図5の漁獲管理規則案で示しております。これは先ほどのパーセント水準、資源水準のパーセント水準に応じて左側に軸、ちょっと見えにくいですがけれども、漁獲量を増減させる係数、どれぐらい過去の漁獲量に掛けますかという、その係数を示しております。

目標になりますのは80%水準で1、それよりも高ければ1以上、それよりも低ければ1未満の値を与えるということで、ここでは61%水準ということですので、この大臣許可水域では0.91、ちょっと漁獲量を制限しましょうという提案になっております。

次、お願いします。

では、どの漁獲量の0.91かといいますと、これは直近5年間の平均漁獲量に0.91を掛けることになっております。ただ、この辺につきましては後ほど水産庁の方から、どの直近5か年の漁獲量を用いるかについては説明があるかと思います。

では、次お願いします。

今度は知事許可水域です。こちらの方は図7にありますけれども、90年ぐらいに下がった後、右肩上がりになっていて、最新の資源評価結果が93.2%水準ということで、こちらの方は目標の80%を上回っているという評価になっております。

ということで、右側の図8の漁獲管理規則を見ると、93.2%水準の場合は漁獲量を増減させるケースというのは1.07ということで、107%獲っても大丈夫ですよという、そういった提案になっております。

では、次お願いします。

では、何に対しての107%ということかということで、直近5年間、2019年から2023年の平均漁獲量、これは5,855トンとなっておりますので、これに1.07掛けた6,254トン、これを研究所の方では提案する漁獲量と、今漁期に提案する漁獲量となっております。

次、お願いします。

以上のようなことで資源評価と翌年の算定漁獲、獲っていい漁獲量というのを出しているわけですが、そのほかの情報としまして、調査において各海域の甲幅組成というものをまとめております。

これは、今後の資源動向などを把握するときに重要になります。左側の図見ていきますと隠岐西方海域、これは大臣許可水域ですが、2020年、結構小さいカニがたくさんいますけれども、漁獲対象になっていないということで資源水準も低かったわけです。その後、21、22、23、24とどんどん大きくなって、近年は漁獲対象になるカニが多くなっているということで、最近、大臣許可水域の資源量指標値が高くなっているのは、こういった要因であると、この図から説明できるとなっております。

次、お願いします。

一方、知事許可水域、こちらの方は大体どこも各年同じような組成になっていて、ほぼ安定した組成になっていきますので変動も小さくて安定しているという、そういったことも判断できるのかと思います。

次、お願いします。

この辺は、あと補足ですが、先ほどのパーセント水準の求め方の模式図と、次は目標水準を変えた場合の変化ということで、この辺は参考としていただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私からは、資源管理基本方針の変更、別紙2の追加について説明します。

11ページ、資料4-1-2の準備をお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、関連情報を提供します。

このベニズワイガニ日本海系群は、知事許可水域、大臣許可水域で分けて資源評価が行われています。このことを踏まえて、TAC管理も知事許可水域、大臣許可水域で分けて行うこととしました。

なお、この資源はですね、かつては、ベニズワイガニ日本海系群として評価されていた知事許可水域と大臣許可水域に分けて評価することになった背景としましては、漁業

の実態と資源の動向の違いを踏まえたこと、また、漁業法改正後の研究機関会議における議論の結果、水域ごとに個別に目標設定することになったからだということは、先ほど木所副部長から説明があったとおりです。

評価手法は変わらないため、資源評価の報告書としては引き続き、ベニズワイガニ日本海系群として、その中で知事許可水域の評価結果、大臣許可水域の評価結果を記載しているとのことです。

では、資料に戻ります。

この資料は、令和7年5月27日に開催しましたTAC意見交換会で用いた資料でして、令和6年度に2度開催されたステークホルダー会合で取りまとめられた内容が盛り込まれています。

それでは、まずは、ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の説明に入ります。

11ページ下のスライド、資源管理の目標の案については、研究機関から提示されたものを採用することとしました。具体的には、過去の資源量指標値の分布データに正規分布を当てはめたときの80%になるところを目標管理基準値、56%になるところを限界管理基準値とします。

採用する漁獲管理規則の関係から、禁漁水準の提案はありませんでした。2023年の資源量水準は目標管理基準値を上回っている状態にあるということは、資源評価結果として説明があったとおりです。

次のページに移ります。

上のスライド、漁獲シナリオの案です。こちらにつきましても、研究機関から提案されたシナリオを採用することとしました。具体的には、直近の資源量水準と限界管理基準値の大小を比較した結果及び直近の資源量水準と目標管理基準値の差に基づいて漁獲量を調整します。ABCは、直近5年間の平均漁獲量に、漁獲シナリオから出てくる「漁獲量を調整させる係数」を乗じて算出します。このようにして算出する令和7管理年度のABCは6,254トンとなります。

下のスライドに移ります。

管理の対象の範囲については、ベにずわいがに知事許可漁業が対象とする全ての水域を対象とすることとしました。具体的には、青森県から兵庫県にかかる日本海の府県が対象となります。

次のページに移ります。

管理期間については、「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」の管理期間と横並びとなるよう、９月から翌年の８月ということとしました。

次のページに移ります。

この資源については、ステップアップ管理を導入することとしました。上のスライドはステップアップ管理のイメージ示したものです。

ステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ２までの取組に十分な進展があった場合に、令和１０管理年度からステップアップ３の管理を目指すこととしています。

下のスライドに移ります。

最後は、資源評価の高度化です。この資源については、資源量の推定値が得られないなどの理由によって、他の多くのＴＡＣ資源のように推定資源量に適切な漁獲圧を乗じることによってＡＢＣを算出する方法を取ることができません。このため、どうしても予防的なＡＢＣとならざるを得なくなります。ステークホルダー会合においても、参加者の方から他の多くのＴＡＣ資源と同じ１系ルールへの移行を求める意見が出たところです。

そのため、２系ルールの改善だけでなく１系ルールへの移行に向けて検討を進めることが取りまとめに盛り込まれました。

本件の検討は研究機関が行うものですが、県の水産技術センターなど、研究参画機関からも対応を求める意見が出ていたと承知しています。是非、検討が進むことを期待しています。

では、資料１７ページに移ります。資料４－１－３です。

今度は、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）につきまして、同様にＴＡＣ意見交換会資料を用いてステークホルダー会合で取りまとめられた内容などを説明します。

まずは資源評価の目標の案です。こちらについては、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）同様、研究機関から提案されたものを採用することとしました。目標管理基準値、限界管理基準値設定の考え方はべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）と同じです。

現状です。２０２３年の資源量水準は、目標管理基準値と限界管理基準値の間にあります。

次のスライドに移ります。

漁獲シナリオです。こちらについても、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）同様、研究機関から提案されたシナリオを採用することとしました。内容についても、べに

ずわいがに日本海系群（知事許可水域）で採用するものと同じです。

A B Cの算出については、直近5年間の平均漁獲量に漁獲シナリオから出てくる「漁獲量を増減させる係数」を乗じるところまではべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）と同じです。べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）につきましては、日本漁船と韓国漁船の漁獲量を用いてA B Cを出し、うち33%、これは韓国漁船の漁獲データが利用可能で、かつ日韓漁業協定が発効する以前、具体的には1993年から1999年までの日本漁船（大臣許可水域分）の漁獲の割合の最大値を乗じた数字を日本分のA B Cとしています。このようにして算出する令和7管理年度の日本分のA B Cは、7,997トンとなります。

次のスライドに移ります。

このスライドは、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）のA B C算出についての補足の説明です。この資源のA B Cは、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）と同様、直近5年間の「漁獲実績」の平均値を漁獲シナリオに基づいて調整した値として算出します。この資源については韓国漁船も漁獲しており、日韓暫定水域では漁場が重複しています。このため、韓国の漁場と大臣許可水域を一つの管理単位として取り扱うこととし、日本船と韓国漁船の合計を「漁獲実績」としてA B Cを算出することとしました。

研究機関からは、日本の大臣許可水域の資源量指標値と韓国の漁獲量、C P U E、T A Cの変動のパターンが似ていること、日韓暫定水域で漁場が重複していることから、両者を一つの資源管理の単位として取り扱うことには一定の根拠があるとの評価を受けております。

あわせて、この手法を採用するリスクに備えまして、日韓が共通して利用する本資源について、まずは資源評価に必要なデータの共有などがなされるよう韓国側に必要な働きかけを行っていくとともに、毎年の資源評価結果を注視し、資源状態に悪化が見られる場合などは改めてT A C設定の考え方を検討することとします。また、その際には、ステークホルダー会合を開催し、漁業者や加工流通業者などに対し説明し、意見を聞くこととします。

次のスライドに移ってください。

管理の対象水域については、日本海べにずわいがに漁業に係る管理水域の対象と同じ水域としました。

次のスライドに移ってください。

管理期間については、9月から翌年8月としました。

次のスライドに移ってください。

こちらは、漁獲量の管理の手法についてです。日本海べにずわいがに漁業では、これまで漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量設定による数量管理を実施してきたところです。今回のTAC管理開始に伴い、これを漁業法に基づくIQ管理へ移行することとしました。

また、ステークホルダー会合後に検討した結果として、漁獲割合については有効期限は1管理年度、設定基準については資料にお示しした内容となりました。

次のスライドに移ります。

最後、資源評価の高度化については、知事管理水域同様、2系ルールの改善及び1系ルールへの移行に向けて必要なデータと情報について整理するとともに、漁業者が収集するデータの活用を含め、引き続き検討を進めることが取りまとめに盛り込まれました。

23ページに移ります。

資料4-1-4です。この資料は、ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえ、令和7年9月からのTAC管理に向けて、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」及び「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」の2資源を資源管理基本方針の別紙2に新たに追加することについてパブリックコメントを実施した際に用いたものです。

次のページに移ってください。

管理年度、資源管理の目標、漁獲のシナリオ、ABC、TACの算定方法などについて、先ほど説明した内容を記載しています。

また、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」については、ステップアップ管理とすること、「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」については、ステップアップ管理を経ずにTAC管理を開始すること、「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業」についてはIQによる管理とすること、日本海べにずわいがに漁業以外の大員許可漁業に対して混獲があった場合には、その数量を報告させることを目的とした大臣管理区分を設けること、こういったものを定めました。

ただいま説明をしました資源管理方針の一部変更の案につきましては、5月4日から6月2日までパブリック・コメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。

この部分の最後になりますけれども、原案に大きな変更が生じることになった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

「べにずわいがに」については次が最後となります。令和7管理年度のTACの設定及

び配分の方案についてです。資料は29ページを開いてください。

まずは、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」です。TAC設定の考え方や漁獲シナリオの概要につきましては、先ほどの説明と重複するため割愛します。令和7管理年度のTACの方案は1の（3）にあります6,254トンとなります。

なお、この資源につきましてはステップ1となりますので、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしています。

次のページに移ります。

配分です。ステップ1ですので、具体的な配分数量は設定せず、TACの内数として設定します。ただし、管理を行う参考となる数量は都道府県に提示することとします。具体的な数字としては次のページ、31ページに示すとおり、全て6,254トンの内数となります。

次のページに移ります。

「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」です。TAC設定の考え方と漁獲シナリオの概要につきましては、先ほどの説明と重複しますところ割愛しまして、令和7管理年度のTACの方案は7,997トンとなります。

次のページに移ります。

配分です。全量を「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業」に配分することとします。

その結果、35ページで示すとおり、7,997トンが、日本海べにずわいがに漁業に配分されることとなります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村です。私の勉強不足が多分あってこのような質問になるのかと思いますが、2点教えていただきたいんですが、まず20ページですね。右側は7と書いてあるところのというか、6なんですけれども、このIQの割当ての1と2の違いが具体的にちょっと分かりにくいというか、もともとはIQというのはIQを受ける権利があって、その後、具体的なTACが決まったら、100トンのTACだったら自分が10%もらっていたら10トンもらえますよという話だと思うんですけれども、そこへ多分至るところの話がここに書

かれていると理解していますが、具体的にある程度数字を入れて説明をしていただけると非常に分かりやすい、私にでも分かるということをお願いしたいということです。

あともう一件、大臣許可の方はI Qで管理をするということでしたけれども、既にI Qが入っている魚種というのは存じ上げてはおりますが、これは現状、全部のベニズワイガニに既にI Qが入っているんですかね。何かちょっと、以前、境港の方は結構早くから入っていたと思いますけれども、ほかの地域について知識不足ですので教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 赤塚室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 東村委員、ありがとうございました。

まず最初の質問ですけれども、I Q管理の仕組みといたしまして毎年申請行為、それぞれ、自分は割当割合をどのぐらい欲しいですと申請をします。結果として、その合計が100%を上回っているか上回っていないかということを基準にして、100%ぴったりまでであれば、それぞれ、例えば東村委員が申請した割合、三浦委員が申請した割合が設定されます。ただ、世の中往々にして合計したら100%を超える場合があります、そういうときにどう設定したらよいのかということで、今回我々がI Q管理を始めるに当たり示すのは、均等割40%、実績割60%で配分した割合を合計した割当割合か、申請者がそれぞれ申請した割当割合のいずれか低い方を設定するというルールです。

ちなみに、申請の合計が100%ぴったしになることなどあるのかなと思われるかもしれませんが、私の過去に関わってきたI Q管理では、申請を合計するとぴったし100%になるという事例もありましたので、必ずしもあり得ないことではありません。いずれにしても100%を閾値として、そこで対応を分けるというのが一つ目の回答になります。

○東村委員 すみません、逆に70%とかになってしまった場合はどうなるのでしょうか。100%のT A C、でも、みんなを足しちゃったら70%しかないよといったら無駄じゃないですか。だから、そこは押しなべるのかなと、そこら辺がちょっと理解できてなくて申し訳ございません。

○資源管理推進室長 申請したとおりになります。ちょっとお待ちください。

○資源管理部長 おっしゃるとおり、申請した合計が70%になれば、先ほど赤塚室長が答えたように70で、トータル70で設定すると。そうすると30%分どうなるのかということですが、それを役所の方で更に同じ比率で付け足すとか、そういうことはやりません。

結局どうなるかというと、そのI Qの管理区分に対して、配分として数量が行きますの

で、30%に当たる分、T A Cの配分数量がその管理区分の中で宙に浮いている状態になってしまう。その数量を更に割り戻して配分するという仕組みにはなっていないということです。

一方で、じゃ、70%に収まるような数字が実際あり得るのかということですが、これは②の方で100を超えたときにこういう基準でやりますよというのが書かれている中で、控えめに出す人がそれほどいるか、要は、実績なり何なりからすると自分の実力的には何パーセントぐらい来るはずだということを念頭に、皆さん申請をされると思いますので、さすがに70とか半分いきませんという状況というのは恐らく起こりにくいんだろというふうに考えております。ただ、制度上は、先ほど言ったみたいに70に収まってしまったときにはその30%見合いの漁獲可能量の配分が浮いてしまうという状況になるということは、制度上はそういう形になっております。

○東村委員 ありがとうございます。ものすごく腑に落ちまして、ありがとうございます。

○資源管理推進室長 もう一点、2点目の質問です。シンプルに回答しますと、大臣許可の方は全てI Q管理が入っている。知事許可の方はまだI Q管理が入っていない。そういうことになります。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、続きまして、井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。井本です。

私の前職、こちらの業界でしたので、かなり前になりますけれども、この個別割当てを導入したとき当事者でしたので、非常に感慨深く聞いておりました。

一つ質問なんですけれども、資源評価の方にある2025年の算定漁獲量の方が、知事許可の場合はA B C、T A Cとイコールになっているんですけれども、大臣許可の場合は算定漁獲量の方、4,453トンで、T A Cの方が7,997トンでしたっけ。この差というのはすみません、どういうことなんですかね。

○資源管理推進室長 井本特別委員、ありがとうございます。

差は、水産機構の算定漁獲量は日本の漁獲量だけで出したもの、今回のT A Cは、日本と韓国の漁獲量でA B Cを出した上で、日本分を切り出しそれと等量としたものと、出し方の違いが数量の違いとなっております。

○井本特別委員 分かりました、ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、私が業界にいた当時、暫定水域とそれ以外の、大臣許可の方ですけれども、漁獲割合というのは圧倒的に暫定水域の方が多かったんですけれども、今、最近というのはどれくらいの比率があるのかなというのをざっくり教えていただければと。

○水産機構副部長 暫定水域内外の比率は、私たちの方では今と同じか、データは水産庁の方からなかったような気がするんですけれども、ただ、暫定水域外の方が多いですね、いわゆる日本のEEZ内です。そっちの方が今、多い状況になっています。

○井本特別委員 ちょっと関係者の方から最近お話を伺ったところで、暫定の方にはあまり入れてないというふうに伺っているので、非常に残念だなというふうに感じております。せっかくといいますか、やはり日韓共同で使っているとはいえ、圧倒的に今、韓国の方が使用している割合が高いというふうに聞いておりますので、日本の国益のためにも何とかそういったところを調整していただければなというふうに思っています。

特にベニズワイの方、境港の特産物になっておりますので、私こちら、販売の方も今関わっておりますので、是非よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 それでは、2点ほど質問させていただきます。まず18ページ目のところです。大臣許可水域のTAC算定に関しては、韓国の水揚げ量と日本の水揚げ量の両方を足したうえでABCを算出し、そのうち日本分が33%と設定するということなんですけれども、なぜ日本分が33%なのかというのがよく分かりません。そうすると「67%を韓国が獲って良い」と言っているように見えてしまいます。

加えて、先ほど井本委員からもありましたけれども、暫定水域の中にはあまり入れていないという状況もある中で、日本分が33%よりもっと高くなればそちらへ獲りに行くこともできるということもあるのではないかと思います。なぜここが33%となっているのか分からないので、そのあたりの説明をしていただきたいということが1点です。

あともう一点ですが、アメリカのベーリング海のズワイガニにおいて、海水温が上がったために必要カロリーが多くなったが、その一方で海水温が上がったために生息域が狭められて、餌が獲れなくて餓死して、大幅に資源量が減少した、という現象が起こっています。日本においてはこういったこと——日本海も含めて、太平洋も含めて——日本周辺では大体海水温が世界の平均と比べると2倍ぐらいのスピードで上昇しているという中で、

同じような現象が今起きているのか、それとも今後こういった現象が——海域によって違うと思うんですけれども——起こる可能性があるか等について、分かる範囲でよいので教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長　では、赤塚室長。

○資源管理推進室長　ありがとうございます、三浦委員。

最初の質問に対して、私から答えます。今回、ベニズワイがに日本海系群（大臣許可水域）のＡＢＣの算定に当たっては、日韓の漁獲量を使って全体を出したあと、どのぐらいを日本分として切り出すかという計算を行いました。

その中で我々が使った数値は、資料18ページの上のスライドですね。※印で示しました、韓国漁船の漁獲データが利用可能で、かつ日韓漁業協定が発効する以前の日本漁船の漁獲割合の最大値でした。

何かをもって、ＡＢＣの100%全体を日本分にするという御意見もあると思います。ただ、今回、このようなやり方で日本分のＡＢＣを出すこととした中で、日本の国益が最も確保できるものとしてこの割合を用いました。ただ、そういうことをやっていくと、資源に対してリスクがあることは承知していますので、18ページの下のスライドにありますとおり、データを共通して利用できるように韓国側に必要な働きかけを行っていくとともに、資源評価結果を注視して、資源状態の悪化が見られている場合には、このＴＡＣ設定の考え方を検討していくこととしたところです。

2点目の方は。

○水産機構副部長　2点目の海洋熱波との関係につきましては、私の方から回答させていただきます。

御指摘のとおり、ベーリング海東部の方では、たしか近年、海洋熱波で、資源が多かった、最高の資源であったにもかかわらずほとんど餓死してしまって、それで禁漁が余儀なくされたという、そういった事例があります。

やはりこういったものはいくら資源管理がうまくいっていても、海洋熱波とか、そういう特異現象が起きると禁漁をせずを得ない、そういった状況があるという一つの事例かと思っています。

それがベニズワイに関しても起きるかどうかわかると、これは状況が二つ違うところがあります。一つは、ベーリング海のズワイガニはかなり浅いところにいます。ですから、

海洋熱波の影響というのを結構受けやすく、それでそういう影響を受けてしまった。

一方、日本海のベニズワイガニ、結構深いところにいます。1,000メートルとか。先ほど日本海は世界平均の2倍ぐらいの水温上昇、これ表面の水温ですけれども、実際、表面水温とまた底層の水温というのは、その影響のプロセスが違っています。日本海の底層の方は気温等の影響というよりはどちらかというと海洋循環、海の下の方の冷たい水がどういうふう形成されるかという、この辺は冬季のロシア沖、ウラジオストク沖の冷却、こういったものが関連していて海洋循環構造が関与します。近年ちょっと循環が落ちているんじゃないかと、そういった指摘もあります。

ただ、こういったものが近いうちにどこまで影響を受けるかという、なかなか難しいと思っています。ただ、やはり表面と底層の違い、タイムラグがありますので、すぐには起きないだろうと。ただ、起き始めたら止まりませんので、100年後か200年後か分かりませんが、そういった循環構造が変わって本当に下の方の水温が上がり始めたら、それはもう大きな影響があるだろうと。ただし、ベーリング海東部のように最近の海洋熱波とか、そういったものの影響というのはどちらかというと受けにくい環境で済んでいると、そんなふうに私の方は判断しております。

ありがとうございます。

○三浦委員 二つ目のベーリング海のお話、大変よく分かりました。

一つ目の大臣許可のTACの話ですが、今のご説明によると、日本の漁獲量が増えていけば、そのTACの配分も変わってきてしまうわけですね、33%などから。韓国の漁獲量も増えてしまえば変わってくるわけですね。

そうした中で、これは本当にTACなのかなとちょっと感じてしまいました。やはりそれであれば日本がもうちょっと獲れるような、「最大値を取っている」とは言いながらも、やはりそういうことも考えながらやっていかないと、何か韓国に対し、「そこを獲っているですよ」と言っているように見えてしまいます。そうしたことをちょっと感じましたので、今後について対応の検討をお願いします。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

先ほどの赤塚さんの説明の中で、この18ページの日韓の共通して利用する本資源についての韓国側への必要な働きかけを行うというのは、これは政府間でやるんですか、それと

も民間ですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。政府間については難しいところも日韓の情勢の関係上、ございます。そのため、政府以外の枠組み、例えば科学者同士のネットワークに期待することもありますし、また、民間の漁業者団体の間でも交流があると聞いています。そういったいろいろなチャンネルを使って、必要な働きかけを行っていきたいと考えているところです。

○川越特別委員 そこは私も分かっております。だけど、この文章では、いかにも国がちゃんと対応するような文章に見えますので、いわゆるベニズワイガニもそうですし、スルメイカの方でもそうなんですけれども、民間ではそういう交流を毎年やっております。研究者同士の交流も上げていくような活動もやっておりますので、そこはそれでいいんですけれども、ただ、これから先、この会議で底びきの方も民間の協議も中断しておりますし、やはり国としてのこれからの、韓国のこういう政権がいろいろ変わる中で、なかなか韓国の方針も見えづらいところもありますが、やはり国としての対応を求めていくという。

私も今年、釜山に行ってそういう話もやりましたけれども、どうしても彼らも民間ではやはり民間だけのレベルの話だと。政府間の話の方がやっぱり重きを置いているようなところもありますので、そのようなこれから先やる中で、そういうようなことを国として検討すべきじゃないですかと私は思います。

だけど、こういうような文章だと、これを見たら誰でも国がちゃんとやってくれるんだよなというような思いになりますので、あまり誤解のないような表現はお願いしたいと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

ほかに。及川委員。

○及川委員 ちょっと資源評価の部分でお聞きしたいんですが、5ページを見ますと甲幅、甲羅の幅が90ミリ以下は禁漁となっていて、そうなのかと今認識したところなのですが、大きな9ページの参考の調査による各海域の甲幅組成で見ますと、100ミリを超すというのはなかなか、大臣許可漁業ではごくわずかで、この参考のやつというのが漁船の操業からのかごから獲っているものなのか、別途な調査操業で、小さな目合いのものから獲っているものなのかとかというのをちょっと教えていただきたいのと、あと、目合いの規制というのがあるのか、二つ目ですね。

三つ目が、カニかごの場合、やはり餌の質と浸漬時間ですね、水中にどれだけ入ってい

るかでも相当漁獲が違いますので、そういうものをどういふ変数で見ているのかというのをちょっと、分かれば教えてください。

○水産機構副部長　ありがとうございます。

まず、9 ページの資料、これは調査船による調査です。調査の桁網という調査用の網で獲った結果です。漁業ではありません。

あともう一つ、カニかごの目合いですけれども、基本的に小さいのは抜けていく網になっています。ちょっと目合いの方は私も存じ上げないんですけれども、9センチ以下のものが獲れないような網になっています。

浸漬時間ですけれども、すぐ揚げてしまうと、カニが、小さいカニが逃げずに獲られてしまうので、浸漬時間はある程度置いて、かごに入った小さいカニは抜けてから揚げるような、そういったような感じで行っているというふうに聞いております。

そういった時間をC P U Eや資源量指標値に考慮しているかどうかにつきましては、今のところはうまく取り込めてないと思っております。

以上です。

○及川委員　ありがとうございます。

やっぱりお聞きしていると、要するに長持ちする餌を大量に入れて、長く入れていた方がカニかごの中には山ほどカニが残りますので、そういうときとか少量を半日しか入れてないのでは絶対漁獲は違ってくるので、そういうところはちょっと、やりようがないような部分なのかなと感じました。お聞きしていると、そういうカニかごC P U Eの従来のやり方から今は違う方向に何か2系ルール、1系ルールとか言われたやり方に持っていこうとしていると、行く行くは目指しているという理解でよろしいのでしょうか。

○水産機構副部長　まず1点目の、漁業の変化を組み込むのは1系でも2系でも、資源の指標値に組み込んだ方が精度は上がると思います。ただ、そういったものが過去にわたってデータがないと組み込めないなので、今のところはちょっと難しいかもしれません。

そういったものを含めて資源量の指標値や資源量の評価方法を改善していきたいと考えています。

○及川委員　ありがとうございます。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員　川越です。

管理目標の案だとかシナリオ案はいいんですけれども、この管理の対象範囲案だとか、管理期間が案になっているんですけれども、私らも特に管理期間のところは長年こういう感じでやっているんだなという認識で思っているんですけれども、ここはまだ確定はしていないんですか。

というのは、今回案として言うのは、何か統一して出すような形態なんですか。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。ここの部分も盛り込んだ資源管理基本方針別紙2を今回定めるに当たって水産政策審議会に諮問するものなので、その時点ではまだ案になります。水産政策審議会で今回御了承いただいて、その後で農林水産大臣が別紙2を定めるに当たって必要な手続が終わったら案が取れることになります。

○川越特別委員 それは分かるんですけども、それは分かるんです。この期間というのは、今までちゃんと定められているものじゃなかったんですか。これ、期間は。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。管理年度というのは、今回TAC資源として定めるに当たって、TAC管理を行う期間として定めるものです。川越特別委員のおっしゃるように、管理年度を何月から何月までと定めるに当たっては、従前慣れ親しまれてきた管理の期間は非常に大切な考慮要素であり、今回、実際にその期間を管理年度にしたということで、そういう意味では御認識のとおりです。

○川越特別委員 はい、分かりました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがですか。

では、特にございませんようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていたいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、「まさば及びごまさば太平洋系群」に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料4-2の準備をお願いいたします。

3ページを開いていただけますでしょうか。

このTAC資源については、ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえた資源管理の目標、漁獲シナリオ、管理年度途中のTACの調整ルールを盛り込んだ資源管理基本方針

別紙２の変更案が前回の資源管理分科会において了承されたところです。

ステークホルダー会合においては、資源管理基本方針別紙２の国の留保からの配分に関連する規定についても議論されました。その結果、留保の割合については、令和７年４月のＴＡＣ意見交換会にて案を提示すべく、数量明示の大臣管理区分・道県と調整しつつ検討を進めることとなりました。その後、４月２２日にＴＡＣ意見交換会が開催されまして、その中で関係者による調整の結果が公表されました。

これらの結果のうち、パブリック・コメント実施の日程の関係から、前回水産政策審議会で諮問できなかった事項を盛り込んだ資源管理基本方針別紙２の変更案について今回諮問するものです。

まず、１の（２）の②、令和７年度から９年度においては、ＩＱによる管理を行う管理区分、これは大中小型まき網漁業の一部です。この管理区分について留保からの配分の対象とし、当初の配分における留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わないこととする。

次は１の（２）の③、あらかじめ資源管理方針に定めたルールに基づく配分、いわゆる７５％ルールについて、数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分はこの７５％ルールによって行うこと。ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込める場合、又は国際交渉に支障がある場合にはこの限りでないこと。ＩＱによる管理を行う管理区分については、漁獲管理期間の終了時における留保から配分された数量の未利用分を国の留保に繰り入れること。

次は１の（２）の④、管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、１２月末日までに留保から配分する数量の合計の上限は当初の半分とすること。

最後は１の（２）の⑤、留保から配分された数量の多くが未消化になることを防ぐ観点から、一度に配分する数量に一定の条件を設けること。ただし、留保からの配分を繰り返す行うことは可能としております。

以上が変更案に盛り込んだ事項です。

なお、１の（２）の①、留保の割合は３５％とすることについては、令和７管理年度のＴＡＣ及び配分として、また、１の（２）の③の最後のポツ、当初の配分に反映させる留保からの配分に係る漁獲の量に一定のバッファを設けることについては、「令和６～８管理年度の漁獲可能量（ＴＡＣ）の配分シェアの算出等について（第１３７回資源管理分科会資料３-１２）」に追加された留意点として、いずれも前回、第１３７回資源管理分科会にて説

明し、了承されております。

ただいま説明しました資源管理基本方針の一部変更の案については、5月4日から6月2日までパブリックコメントを実施したところ、1件御意見を頂きました。内容は、パブリックコメント実施のタイミングについての質問と、定置網の操業に支障が出ないように留保からの即座の追加配分を含む最大限の配慮を求めるものでした。これを踏まえての追加の変更はありません。意見に対する回答については、文章の形で公表の準備を進めてまいります。

最後に、今後、原案に大きな変更が生じることになった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については、分科会会長御了解の上、修正したいと考えております。御了承いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 定置協会の日吉です。

3のポツの2のところで、管理年度の末に留保が不足する何々とあって、国際交渉上、支障がある場合にはこの限りではないの、この国際交渉とはどういうことか教えていただけますか。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございました。ロシアとの2国間交渉を想定したものです。

○日吉特別委員 ここの中、留保の中に、この国際交渉という言葉が出てきたんですけれども、TACなら分かるんですけれども、留保でも何でここの文言が出てくるんでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

留保の中で、そういった国際交渉の結果に当たる部分の数量を見ている関係でこのような書きぶりになっています。

○日吉特別委員 分かりました。資源管理と国際交渉が関係すると近年私、気が付いたものですから、この質問をわざとさせていただいています。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員 前回のこの太平洋のマサバ、ゴマサバの説明のときに、5年間かけても500グラムしかないという説明だったかと思うんですけども、5年で500グラムしかないという言葉にものすごいショックというか、受けたんですけども、もう一度その原因というか、ちょっと教えてほしいんですけども、たしか沖合とかでは順調に育つけれども沿岸では育たないとか、そういった話をされていたかなと思うんですけども。

○山川分科会長 本件につきましては、水産研究・教育機構、御担当がまた別ですよ。

魚谷部長。

○資源管理部長 私の説明が厳密な意味で正確かどうかというのはあれですけども、基本的には、その成熟、あるいは成長が太平洋側のサバは悪くなっていると。通常、資源が多いときには餌をめぐる競合でそういう成長あるいは成熟の遅れというのは見られるわけですけども、今は資源自体が少ないとか、尾数が少ない中でそういう状況が起きているというのは、やはり餌環境がよくないんだろう、というようなところまでだったように記憶をしています。

なかなかそれ以上踏み込んだ説明は私の方からはできないんですけども、基本的にはそういう資源が多くないのに成長、成熟が悪いというのは餌自体がない、要は魚がいる場所がないのか、あるいはもう基礎生産がそもそも全体的に悪いのかというのはあるのかもしれませんけれども、餌環境がよくないということが原因だというような御説明だったように記憶しております。

○前田特別委員 ありがとうございます。

またこの後でもたしか太平洋マイワシとかも出てくると思うんですけども、あの辺の魚というのは餌もなさそうとか、プランクトンがなさそうとか、海洋環境が悪いというのであれば、いろんな魚でやっぱりそういった状況が起きているんでしょうかね。

○資源管理部長 マイワシについても、近年、資源状況がいいという話でありましたけれども、最近その伸びとか、これまでと同じように今後また資源量が多い状態が維持されているという状況ではなくて、この先についてはいろいろ懸念は示されている状態だというふうに理解しております。そこはやはり餌なり、そういったところというのは要因としては恐らく考えられるということかと思います。

○山川分科会長 よろしかったでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 すみません、特にこの魚種についてということじゃないんですけれども、この説明資料の10ページのところに融通についてが書いてあるんですね。先ほどパブリック・コメントがあってというようなことがありまして、恐らくそのパブリック・コメントの中での話かなと思うんですけれども、融通についてはまあまあ有効活用のためには重要であると言いながら、融通を受ける側はよかったとを感じるんですけれども、融通する側は手続や関係者の調整などの負担があるのみで、融通してよかったと感ずることが少ないと、これはこの言った人に聞きに行かんとよく分からんですけれども、これはここでも融通に対しては金銭は発生しないんだということが前提になっておりますと、恐らくそうであろうということを言われておったんですけれども、これはやっぱり何らかの労働の対価というものは社会全般から常識やから、何らか事があってもいいんじゃないかというようなことを暗に言っているんですかね。それを求めているというふうにとった方がいいんでしょうか。どうでしょう。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。この融通ルールを設けた背景ですけれども、枠が足りなくなってきたときにどのようにして操業停止を回避するかという、まだ枠を持っているところから融通してもらうことがやり方の一つです。ただ、実態面からすると、融通が活発に行われている資源とそうではない資源があるんですね。日本海側ですと融通がうまくいっているところが多いんですけれども、太平洋側だと融通の実態がなかったと。

背景として、融通を受ける側はもらって、操業停止を回避できたのでよかった、よかったで終わるんですけれども、融通する側は、結構手続が大変ですし、一回中で配分したものを別のところに渡すことは、担当者の一存だけでできるわけじゃなくて、内部でさんざんの議論が起こる中で調整することになります。

そうやって融通した後で、何が残るかという、ルールを導入する前は何もない状態だったんですね。融通は、限りあるTACの有効活用のために重要です。少しでも進むことを期待して、令和7管理年度、まさば及びごまさば太平洋系群限りのルールとして、融通を受けた側が獲った量が将来の配分にそのまま実績としてカウントされるんじゃなくて、ある一定の閾値を設けよう。それを超えた数量は配分の計算に使われないこととすれば、融通する側はまだ気持ちよく渡せるんじゃないかということを期待して入れました。

そういう意味では、質問に対する直接の答えからすると、融通が進んでほしいという思いから、融通が進まない原因点を分析し、議論した結果、少しでも渡して損したなという

部分を減らそうということで、今回のルールを入れました。

○渡部委員　そうですか。教科書どおりの答弁で、それ以上求めませんけれども、やっぱり本来よりも何かメリットがあっていいんじゃないかなというように、人が困っているときに助けるわけですから、そういうことが何かあるんですか。

○資源管理推進室長　もう一つ大事なこととして、忘れがちなんですけれども、T A C 管理には融通を受ける側、融通する側だけでなく融通の当事者ではないグループが存在します。融通する側にメリットを与えると、融通に関与しなかった第三者が不利益を受けるおそれがあります。ですので、融通する側に何らかのメリットを与える措置を入れようという議論もあったんですけれども、今回、この資源には入れませんでした。

○渡部委員　分かりました。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々はいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　異議はないようですので、そのように決定いたします。

次に、「まかじき（中西部太平洋条約海域）」に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長　かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。私からは、資源管理基本方針の一部変更に関しまして、国際資源である、「まかじき（中西部太平洋条約海域）」の別紙3への追加について御説明させていただきます。

お手元の資料番号4－3の3ページをお開きください。

まず、趣旨のところです。太平洋に生息・回遊するマカジキのうち、北半球で漁獲するものにつきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会、W C P F Cにおいて北マカジキとして管理されており、資源評価等を踏まえて現在、必要な保存管理措置が定められているところです。

この北マカジキにつきまして、W C P F Cのために資源評価を実施しているI S Cと呼ばれる機関が2023年に実施した資源評価の結果、現在の資源は乱獲状態にあり、かつ漁獲は過剰漁獲の状態にあると評価をしたことなどを受けまして、昨年12月のW C P F C年次会合におきまして、従来の保存管理措置の見直しが行われました。

この結果、2025年から2027年の間における暫定的な措置として、北マカジキの漁獲量を全体で2,400トンを超えないように管理するため、各締約国等において2000年から2003年の最大漁獲量から60%を削減した数量、日本につきましては、こちらの表に記載のとおり、1,454.4トンを目安として漁獲量や漁獲努力量を制限する管理措置の実施などが求められることになりました。このため、この保存管理措置の内容を国内法令で担保するべく、「まかじき（中西部太平洋条約海域）」を資源管理基本方針の別紙3に追加する改正案を行うこととします。

ここで、保存管理措置で定められた年間の漁獲上限の目安をどのように遵守するかという点でございますけれども、それに関しましては、1ページめくって、5ページを御覧ください。

右側のグラフが、我が国の北マカジキの年間の漁獲量の合計値の推移でございます、左側の表がその内訳となっています。本種を漁獲する漁業種類としましては、はえ縄が最も多く、その次に流し網という構成となっております。

右側のグラフのとおり、漁獲量は長期的に大きく減少傾向でございます。ここで、赤の破線が、今回決定された我が国の年間の漁獲上限の目安である1,454.4トンを示しておりますが、御覧のとおり現在の漁獲量は、この上限である、赤の線を下回っていく傾向でございます。

ここで、3ページの2の概要のところに戻っていただきたいんですが、今お示したとおり、我が国の直近の漁獲実績は875トンでございます、この直近2年間を見ましても、我が国の年間の漁獲量の上限の目安である1,454.4トンを超えて下回っていることなども踏まえ、関係する漁業について、現状の許可の制限措置、すなわち許可隻数等の公的措置が継続する限りにおいては、この上限を超過することは想定し難いと考えております。

このため、新たに追加する別紙3の内容につきましては、本資源を採捕する主要な漁業である、かつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業の許認可隻数を増加させないこと等を定め、保存管理措置の内容を担保することとしております。

そのほかこの別紙3において定める事項、具体的には資源管理の目標、漁獲シナリオにつきましては、4ページに記載したとおりでございます。

今般の改正に当たりまして、今年5月4日から6月2日までパブリック・コメント手続を実施したところですが、変更事項3に係る意見の提出はございませんでした。

今後、原案に大きな変更が生じることになった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては、分科会長の御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

事項３に関する説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 齋藤でございます。

国際管理の中でのことなんですけれども、1,454.4トンを超える想定はあまり想定できないと、そういうことなんですけれども、ただ、この表を見て過去10年ぐらいの平均というような見方をすると1,000トンを超えているのではないかなと、全く想定できないことでもないようなふうにも思います。

また、はえ縄、それから流し網の許認可を増やさない、増加させないということ、これは比較的容易にコントロールできるのではないかなと思うんですけれども、この表にないといえますか、はえ縄のくくりも遠洋、近海、あるいは都道府県管理の沿岸のはえ縄も入っているのか、流し網も大臣管理区分と都道府県管理区分でどうなのかとか、あるいはトローリング、ひき縄漁業では漁獲がないのかとか、その他に入っているのか、あるいは遊漁がゲーム・フィッシング。ですから、もう少し細かい漁業区分における漁獲が今どうなっているのかということを今ここで分かるどうか、あるいは今後そういったデータを見ていかなければ、突然管理が、厳格な管理が求められる段階に、またいろいろもめごとが起こってはいけないのではないかなと思いますけれども、その辺は把握されておるのでしょうか。

○山川分科会長 鈴木室長、いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 貴重な御意見ありがとうございます。

５ページの漁獲量の推移ですと、近年減少傾向にございますけれども、確かに、過去の平均を取るとどうだということについて、そうしたものが絶対はないのかとおっしゃられると、そこは確実なことは申し上げられませんが、まずは暫定的な措置として、許可数のキャッピングという形でさせていただき、その漁獲量の推移を見ながら、どういった方法がいいのか随時見直していければと思っております。

先ほどの説明では触れていなかったんですけども、このISCという機関が資源評価をした際に、かなりの不確実性があるという指摘がございまして、特に信頼あるデータが不足しているとか、必ずしもこの資源評価自体が確実なものかどうかというところに異論もあり、あくまでも今回、暫定的な措置という形でWC P F Cで決まったと。特にこの資源評価に関しては、信憑性について不確実性が多いということで、外部の科学者の査読というピア・レビューを2024年に受け、いろいろと指摘があったことを、次の資源評価でどのように対応していくかということが今議論がされていますので、その根本となる資源評価のところは不確実性が高いということです。

統計値の話でございしますが、5ページに書いてある漁獲のデータ、これはISCの方で取りまとめていた数値でございまして、齋藤委員がおっしゃるように、こういったところまでカバーされているかについて、もう少し精査が必要かと思います。例えば、はえ縄に関しては、赤道以北で獲れているもので言いますと、遠洋はえ縄ですと大体46トンぐらい、近海はえ縄で325トンぐらいということになっていまして、それ以外の部分は、この5ページのISCのデータについては東側の水域もちょっと含まれているので少し多めに出ているところはあるけれども、漁獲上限の範囲内には収まっているのではないかと思います。

おっしゃるとおり、遊漁とかはどこまで含まれているかについては、よく見ていかないといけないと思いますので、そういうのも見ながら3年間、この措置をまずはやってみないなと思っております。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいでしょうか。

では、特になければ、本件につきましては原案どおり了承していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、諮問第482号に入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。諮問文については、資料5－1のとおりですので読み上げは省略させていただきます。内容は、「まいわし太平洋系群」に関する令和7管理年度における大臣漁獲可能量の変更についてです。

資料の5ページを開いていただけますでしょうか。

背景です。「まいわし太平洋系群」につきましては、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性などを勘案して国の留保を設定しているところです。今回、漁獲予測量に基づく配分量に不足が生じると考えられる大臣管理区分に対して、国の留保から追加配分を行うことに伴う大臣管理漁獲可能量の変更に当たって分科会へ諮問するものです。

国の留保からの追加配分については、資源管理基本方針別紙2に定めた方法、いわゆる75%ルールに則り行い、数量の変更は事後報告することが最近ではスタンダードになっているように見受けられます。しかし、このルールは漁獲の急な積み上がりが生じた場合において、スケジュール上、又は会議費の関係から即時・無制限の分科会の開催ができず、その結果として採捕停止が命じられる事態を防ぐために考案されたものです。

今回の事案については、漁獲の急な積み上がりが生じた場合には該当するものではないため、漁業法に基づいて、数量変更に当たり水産政策審議会の意見を聞くものです。

では、2、数量変更の内容です。この※印ところで示しましたとおり、4月までの漁獲の実績及び過去5管理年度の5月から7月の最大値から算出した漁獲の予測量が配分量を上回ったまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に対して、この不足分2万7,000トンを経国の留保から追加配分するものです。

変更後の数字は、まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量が21万9,400トン、国の留保は5万1,500トンとなります。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。日吉委員。

○日吉特別委員 日吉です。留保については異議はないんですけども、ちょっと関連するので、先日行われたマイワシの、赤塚室長が、マイワシの全国会議で、今日ここに資料が出てないけれども、新聞には載っていたりしましたけれども、日本よりロシア、中国の方が日本近海では獲っていたと、驚くような数字が出てきて私もびっくりしたんですけども、多分、今日、委員の方も見たら驚くと思います。近年、マイワシの太平洋系群については、日本よりもロシアとか中国の方がはるかに獲っていて、また、日本のTAC以上に両国が獲っているんですね。

やっぱりここ5年ぐらいにいきなり急成長してきて、先ほどから、ズワイガニも韓国との問題、サバもロシアとの問題、正に、マイワシも外国との問題が発生していて、もっとさっき、ズワイガニのときの危機感を持たれていましたけれども、日本だけでできるような問題じゃなくて、国として日本の漁業を守るためにはどうしたらいいかというものを、ちょっと関係ないかもしれませんが、先日行われたばかりだったので意見として言わせていただきます。

○山川分科会長 本件につきまして、何かコメントございますでしょうか。

魚谷部長。

○資源管理部長 日吉委員、御意見ありがとうございます。確かに、マイワシにしても、サバにしてもストラドリング・ストックであり、かつEEZをまたいで分布しているというのがあるということです。

マイワシについてコメントさせていただければ、中国は公海で獲っていると。中国との関係では、繰り返しになりますがストラドリング・ストックですので、沿岸国たる日本の管理との一貫性というのを国際的な枠組みであるNPFCの中で求めていくということがあります。

一方で、ロシアとの関係で言えば、マイワシについては、ロシア漁船は、ロシアの主張するロシア水域内ではほぼ獲っていると。公海でも若干獲っているかもしれませんが、立場としては、中国が公海で獲っているのと同様の公海漁業国ということではなくて、日本と同じ沿岸国でありますので、最近、マイワシがロシア水域でたくさん獲られているということについては、マイワシの分布が北偏しているというような可能性もあることからすると、今まで獲ってないんだから獲るな、と言うだけでは、そういうコントロールというのは難しいんだろうと思います。

そういったところの中で、そういう多国間での交渉なり、ロシアについては2国間の交渉もあり、実際に日本の日本水域でのマイワシの枠も配分したりしているわけですので、そういった機会を捉えて全体の管理がうまくいくようにというのは対応していく必要があらうかと思います。

そういった管理をしっかりやるに当たっては、まず日本側、日本国内がしっかり管理しているよというのを示すことも重要ですけれども、一方で、ほかの国がどんどん獲っているのを、その現状を追認して日本の国内TACをどんどん縮小させていくというのも、権利を主張する、あるいは権益を確保するという意味では、必ずしもそういうアプローチだ

けではうまくいかないというのはありまして、非常に難しい舵取りにはなりますけれども、そういう多国間、2国間併せて水産庁として対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○日吉特別委員　ありがとうございます。

最後に一つ、サバならまだよかったと。先ほど前田特別委員からもお話がありましたけれども、イワシは、皆さんに今さらですけれども、食物連鎖の始まりのものです。これを傷むと全ての魚に影響すると思うので、すごくナーバスに受け止めていただいて、国は施策をやっていただきたいと思います。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に御意見等ございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、この辺で一旦休憩を挟みたいと思います。10分ぐらいということで、15時15分再開ということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長　では、そろそろ時間でございますので、議事を再開したいと思います。委員の方々、皆さんそろっていらっしゃいますね。では、再開いたします。

次は、諮問第483号です。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○内水面漁業振興室長　内水面漁業振興室長でございます。

諮問第483号ということですね。諮問文につきましては資料6-1のとおりですので、こちらを読み上げは省略させていただきます。内容は、内水面漁業の振興に関する法律に関する規定に基づくうなぎ養殖業の公示についてでございます。

資料6-1の束の7ページ、資料6-2を御覧ください。

この公示は、平成28年にうなぎの養殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして指定養殖業となったことに伴い、それ以降毎年、養殖の許可を行うに当たりまして制限措置の内容等を事前に公示しているものでございます。

今般、令和7年11月1日から1年間の許可を行うに当たりまして、それに係る制限措置の内容、それから許可の申請期間、また、有効期間並びに許可の基準等を定めてございま

す。内容は、基本的に現在の許可に係るものと同じでございますが、許可に係る条件に今年度は1点追加がございます。それにつきましては後ほど説明をさせていただきます。

2の概要のところを御覧ください。（1）の制限措置の内容についてでございます。①の許可をすべき水産動植物の総量につきましては、日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されておりますので、前漁期と同様に、にほんうなぎについては21.7トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎ、いわゆる異種うなぎと言っておりますけれども、については3.5トンで、これまでと変わりはありません。

②の養殖場の総面積につきましても同様でございます。

また、③の養殖場の数ですけれども、こちらは現時点で許可を受けて養殖業を営んでいる数をベースに公示をいたしますので、昨年度から若干の変更が生じてございます。にほんうなぎについては439件です。昨年の公示の時点では445件でしたが、漁期中に廃業がありましたので、その分が減少しております。異種うなぎについては103件で、前年と変わりがありません。

にほんうなぎ、異種うなぎ、それぞれの種類について国内で一度も飼育がされたことがないうなぎ、いわゆるしらすうなぎと、国内のほかの養殖場で一度養殖されたことがあるうなぎ、いわゆるくろこと言っておりますけれども、それぞれについて養殖場の内訳を示してございます。また、にほんうなぎの場合、国内未飼育のうなぎについては内訳は402件、既養殖のうなぎについては37件でございます。異種うなぎについては、未飼育が67件、既養殖が36件という内訳になってございます。

（2）の許可の申請期間につきましては、令和7年6月30日から9月29日までとしております。

1ページめくっていただきまして、（3）の許可の有効期間でございます。これは、これまでと同様で1年間としております。許可は原則、法律上5年ということになっておりますけれども、うなぎの養殖業につきましては、国際協議の結果によりまして許可すべき水産動物の総量が変わる可能性がありますので、当面は1年間で許可を更新することとしております。

（4）の許可の基準につきましては、これまでの実績者を優先とする考え方に変わりはありません。漁期中に廃業があつて空き枠が生じた場合には新規の申請者に対して許可を発給し、空き枠を超えるだけの申請があつた場合には、くじによって公正に決定するというようにしているものでございます。

(4) の③に許可に係る条件がございますけれども、ここで最初に述べましたとおり、1点追加がございます。

後段の部分になりますけれども、令和7年12月1日より、体長13センチ以下のうなぎの稚魚が水産流通適正化法の対象となることに伴いまして、養鰻業者が稚魚を仕入れた際に、仕入先が保有している漁獲番号又は荷口番号を確認、記録して、3年間保存してもらうということを新たに条件としているものでございます。

これは、水産流通適正化法によりまして特定第1種水産動植物の取扱事業者である、いわゆるしらすうなぎの間屋さんなどには、養鰻業者にうなぎの稚魚を販売したときに、その漁獲番号等を含む取引記録を作成して保存する義務が課されることになります。このため、養鰻業者の側も、仕入先の間さんが作成して保存しているその記録を確認して、同じ記録を自分も保存しておいてもらうことで、池入れしたうなぎの稚魚が適法に漁獲されたものであることを確認して、また、必要があれば証明できるようになります。

うなぎ関連産業の信頼性を担保するために、内水面漁業振興法に基づいて許可を受けてうなぎ養殖業を営む者の責務としてこのような確認、それから証明を行うことを求め、それを国としても確認できるように、今般、許可の条件に新たに定めるものでございます。

次のページの3にございます今後のスケジュールになりますけれども、6月27日の金曜日に公示を行いまして、週明けの月曜日30日から9月29日までが申請期間、11月1日から許可をすることとしております。

この件につきまして、4月24日から5月23日までパブリック・コメントの募集を実施しましたところ、2件意見がございましたが、内容の変更を求めるものではございませんでした。

今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたしますけれども、軽微な変更につきましては分科会長御了解の下、修正をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

藁科委員。

○藁科特別委員 日本養鰻漁業協同組合連合会の藁科です。

ちょっと意見ではないんですけれども、平成26年から許可養殖業になってからの私たち現場はすごく透明化できており、いろいろしらすの池入れ量とか出荷実績を水産庁に出しているんですけれども、ただ、しらすの流通に関していまだにまだ不透明なところが自分としては多く考えています。

そのために、やはり、しらすうなぎはどうしても採捕量と池入れ量はちょっと違うんですよね。それがあつたもので、そこでどうしても、ちょっと水産庁にお願いしたいんですけれども、今年12月から流通適正化法が適用されますので、今以上にやはりこの流通に関しては透明化をお願いしたいと思います。

それと、今回のうなぎの養殖に関しては、公示に関して養鰻の立場からも全然問題ありません。21.7トンですけれども、今年も21.7トンは入りませんから、これくらいの枠で私はいいと思っていますが、それは全然この公示で異論はありません。

ただ、水産庁にもっといろいろなことでやっぱり、さっき言ったとおり透明化というか、しらすうなぎの流通だけは最低でも透明化していただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 生駒室長、何かコメントございますでしょうか。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

今般、流通適法の適用に伴いまして新たに制限措置を導入することにつきましては、養鰻業界としても御理解、御協力いただけるということで、誠にありがとうございます。水産庁としてもしっかりやっていきたいと思っております。

今、御指摘ありました流通透明化の話は、本当にこれは大きな課題だと思っております。原因として、密漁であつたり採捕した数量をしっかりと適正に報告されていないというようなことがあると言われております。その報告がしっかりとされない理由の一つとして、県によっては採捕量の上限とかが定まがつていて、どうしても多く買つてくれるよその県に流れていくというようなことがあるということも聞いております。

そういったことの是正も我々、しっかりと進めるように取り組んでおりますし、また、今年12月の流通適法の適用開始に向けて、またそれに先立つ採捕の許可に当たつて、そういった指導も更に徹底していくつもりでおりますので、是非とも御理解とまた御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 今、御説明を頂いた中で、また12月から流通適正化法の中で、いわゆる問屋さん、これをまた免許を与えていこうということで、今の養鰻の方からしっかりやってくださいと、透明性を高めてやってください、全く同感でございまして、その入り口からずっと順番に適正化をしていっているというように認識をいたしておりますし、よく現場の方で密漁といいますか、そういうものが発生しているということを新聞等でも報道されているし、警察等の方でもその辺きっちりとやっていただいていると。

ですから、いわゆる反社会の排除ですかね。そういうこともきっちりとやっぱりできていっているというように今私は認識をいたしておりますので、是非またその次の段階の問屋さんの方で、きっちりとやっぱりその基準に合致して、それで免許制ですので審査の方も、これは各県の方で行われることになるんですかね、その審査というのは。その辺もまたきっちりとやっていただきたいということと、それと、資源全体をやっぱり守っていくというような観点から、我々としては下りうなぎを期間を決めて獲らないようにしようということを多くの都道府県で行っておりますので、それも我々なんかも河川ごとに決めてやっているんですけども、それを例えば委員会指示できっちりと出しているところとそうでないところ、内々でやっているようなところと、それからまた、それぞれの行使規則やとか遊漁規則の中で、それも法に準じとるやないかと言ったらそれまでかも分かりませんけれども、そこはやっぱり水産庁さんの方からきっちり指導していただいて、きっちりとやっぱり資源保護に協力している言うたらおかしいですけども、その辺のところもまた順番として整理をしていっていただきたいというように思っていますので。

以上です。

○内水面漁業振興室長 どうもありがとうございます。

1点ちょっと。今、問屋さんのところが認可制というか、許可制というふうにおっしゃられましたけれども、ここはちょっと実は誤解でございまして、問屋さんに関してはそういった許可というものはありません。許可があるのは採捕、しらすうなぎを採捕する人、それから養鰻する人の二つでございます。

なので、まず採捕のところはしっかり許可をして、そこで採捕者には流通法上の届出もしてもらおう。それで、自らが獲った、しらすうなぎにちゃんと番号を付けてもらって、それを売ってもらおうというのが密漁排除の第一歩ですので、去年の夏ぐらいから実際に産地に足を運んで、採捕者、またそういった団体の方々相手にそういった説明をしてきているところなんです。

それで、間に入る問屋さんはそういった許可制ではありませんけれども、流適法上、取扱事業者として届出をしてもらうことになっております。届出です。そのところが一番我々としてもこれまで比較的そのお付き合いの薄い部分の方々だったものですから、そういった人に確実に届出をしてもらうように、そういった方々の加盟する団体を通じて周知をする。また、入口の採捕者、それから出口の養鰻業者さんの方から、両方からも、あんたたちも届出要るんだよということをしっかり周知してもらって、12月の開始までにしっかり届出してもらって、取引記録の保存、伝達をやってもらうようにするというところで今やっているところでございます。

下りうなぎの保護につきましても、まずはスタートすることが大事ということで、それぞれ川、その地域においてやりやすいやり方でスタートしてきたんだと思いますけれども、そういったものをしっかり形にしていって守ってもらう、御協力いただくということは我々も大事だと思っておりますので、そういった指導もまたこれからしっかりしていきたいと思えます。

○渡部委員 下りうなぎのことで、結局、下りうなぎとは書いていないですけども、その地域によったら県の調整規則、それから行使規則や遊漁規則の中で、ここからこの区間については何月何日から何月までは全ての動植物においては採捕してはいけないというようなことを取決めしているので、それも言ったら、うなぎもみんな入れての話なので、そういうこともやっぱり下りうなぎの協力と言ったらおかしいですけども、やはり資源保護に貢献しているというようなこと、その辺もやっぱりきっちりとまた明文化するように、各県にもまた指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 CITESで、ウナギが提案されるというようなことが起こるのか、今現状どうなっているのかということを伺いたいんですけども、CITESは本来漁業を議論する場ではないとは思いますが、やはり養鰻業、うなぎの漁業が透明性を管理された流適法を含めて、そういった養鰻業であることが必要なんだろうと思うんですけども、現状そのCITESでの動きとそれに対する対応をどのように考えておるのか、どなたかお答え願えればと。

○山川分科会長 生駒室長。

○内水面漁業振興室長 御質問、ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、E Uがヨーロッパウナギ、ニホンウナギを含む全てのウナギ属の種をC I T E Sの附属書に掲載する方向で、今それを提案することを検討しています。E Uの環境部局がそういった案を作りまして、これからE Uの委員会で最終的には意思決定をするという、今その前の段階でございます。

ですので、我々としましては、E Uがこれを提案しようとしている理由、一つは、もう既に附属書に載っているヨーロッパウナギが、附属書に乗っかっているんですけれどもその密漁とかが止まらないということで、その管理を徹底するためにはやはり類似種も含めて規制する必要があるということが一つ。

それから、アメリカウナギのように中国にかなり稚魚が行っているようなものがあるとか、そういったことが背景にあるというふうに理解しております。

ただ、にほんうなぎに関しては、我々、直近のデータを確認しても資源が減っているという状況にはないと。どちらかという今、回復傾向にあるということで、そういった貿易規制は必要ではない。少なくとも絶滅するような状況にある種ではないと考えていますので、そういった必要はない。また、ヨーロッパウナギの保護を徹底したいということであれば、それはE U内での措置をきっちりすべきであって、ニホンウナギだとかほかのウナギにまでそういった措置を広げるのは適切ではないということで、提案をしないように、撤回するようにE Uに関して今いろんなレベルで働きかけをしているところです。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第138回資源管理分科会において諮問のありました、諮問第480号から第483号について、冒頭の部分だけ答申書を読み上げます。

答 申 書

令和 7 年 6 月 9 日

農林水産大臣 小泉 進次郎 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和 7 年 6 月 9 日に開催された水産政策審議会第138回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。
この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が 3 件あるということです。

初めに、「太平洋クロマグロの資源管理について」、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まず私から、前回、第137回分科会以降に発生しました数量の変更につきまして、資料 7－1 を用いて報告します。

1 枚目のスライドは令和 7 管理年度の期間です。引き続き、大臣管理区分は歴年、都道府県は 4 月から翌年 3 月となっています。

次のページに移ります。このスライドは、事後報告で対応できるとした数量の変更を種類別に示したものです。今回は、4 番、W C P F C で合意された措置に基づく係数を用いた不等量交換に伴う数量の変更と、5 番、W C P F C で合意された措置に基づく令和 6 管理年度の未利用分の繰越し国の留保からの追加配分に伴う数量の変更について報告します。

次のスライド、お願いします。

このスライドは、不等量交換に伴う数量の変更の一覧です。北海道、東京都及び10県について、6 月 2 日付けで小型魚から大型魚への不等量交換が要望を受けて行われました。

次のスライドに移ります。

ここからは令和 6 管理年度の未利用分の繰越しと国の留保からの追加配分に伴う数量変更の報告です。非常にプロセスが複雑ですので、まずそのプロセスを説明します。

都道府県に対して国の留保から追加配分するに当たっては四つのプロセスがあります。一つ目が、令和 6 管理年度の漁獲実績と未利用分の確定。二つ目が、未利用分のうち国の留保に繰り入れる数量の確定。三つ目が、令和 7 管理年度の追加配分の前原資となる数量の確定。そして最後が、都道府県へ追加配分です。

次のスライド、お願いします。

ここからは各プロセスについての説明となります。3 ページ下のこのスライドは、未利用分のうち国の留保に繰り入れられる数量を示したものです。

数量は、国全体の繰越額、未利用分の17%が上限です。そこから、大臣管理区分及び都道府県の繰越額、こちらについては当初の配分の10%が上限です。繰越額の合計を差し引くことによって算出します。その結果、小型魚については374.7トン、大型魚については102.8トンが国の留保に繰り入れられることになりました。

4 ページ上のスライドに移ります。

このスライドは、追加配分前原資の確定の説明です。

国の留保に繰り入れられた数量をベースに追加配分のための前原資を確定します。先ほど説明しました令和 6 管理年度の繰越額に令和 7 管理年度の開始時点の留保の数量を加え、さらに、本年 3 月の第136回資源管理分科会の資料 5 - 2 で報告いたしました、過去の管理年度の過剰繰越し及び過剰追加配分等として、青森県から差し引いて国の留保に繰り入れることとした分を足しました。それから国の留保として確保する数量を差し引いて前原資を算定します。数量は、小型魚が519.1トン、大型魚が282.9トンとなります。

国の留保として確保する数量は、小型については超過リスク対策としての49トン、大型魚については超過リスク対策、調査研究、遊漁等の対応としての150トンと、小型魚から大型魚へ転換するための枠組みへの対応としての60トンの合計210トンとなります。

下のスライドに移ります。

このスライドは、令和 7 管理年度について、国の留保から都道府県、別の言い方をしますと沿岸漁業へ追加配分の方針です。

三つの柱で構成されています。一つ目が、令和 6 管理年度の当初配分の比率で配分する。二つ目は、令和 6 管理年度において配分量を譲渡した都道府県に対して配分する。そして最後が、令和 6 管理年度の配分量の消化率が80%以上となった都道府県に対して配分する。

なお、いずれにおいても混獲管理の目的として当初配分が小型魚にあつては1トン、大型魚にあつては2トンになるまで上乘せをされた都道府県は対象となりません。

5ページのスライドに移ります。

これまで説明をした追加配分の処理によって、小型魚の都道府県別漁獲可能量がどう変わったかの一覧表を示したものです。

下のスライドも小型魚ですね。6ページのスライドはいずれも大型魚の都道府県別漁獲可能量がどう変わったかについての一覧表です。

最後になります。7ページのスライドです。これは、大臣管理区分も含めて今回報告する数量の変更の一覧となります。

私からの報告は以上です。続けて、鈴木室長から、41ページから始まります資料7-3の説明を行います。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。私から、かつお・まぐろ漁業における「くろまぐろ（大型魚）」の管理に関して御説明いたします。

今申し上げた41ページ、右上に資料7-3と書いてあるページをお開きください。

かつお・まぐろ漁業につきましては、令和4、西暦ですと2022管理年度から漁獲割当てによる管理、いわゆるI Q管理を行っております。現在のI Qに係る漁獲割当割合の有効期間は、令和6管理年度から令和7管理年度までの2年間となっておりますところ、来年の1月から開始となる令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けて、本年中にしかるべき検討及び手続を行う必要がございます。

差し当たって本日は、今後、本分科会において、令和8管理年度以降のI Qの設定基準につきまして御審議していただくに当たって、これまでのI Qの実施状況、今後特に御審議いただきたい事項、そして設定までのスケジュールについて御説明させていただきます。

41ページの下のスライドを御覧ください。

こちらの表は、かつお・まぐろ漁業（I Q管理区分）の各船への配分量の合計値、I Q設定隻数、1隻当たりの平均割当量、漁獲実績、消化率の推移です。特にこのCの行のところ、令和7管理年度の1隻当たりの平均割当量につきましては、W C P F Cでの昨年の増枠を受けて、平均約5トン程度となっております。

続いて、各管理年度のI Qの実施状況について御説明いたします。

42ページから43ページの上のスライドを御覧ください。

これらは、左上から順に、令和4管理年度から令和6管理年度のI Qの実施状況をそれ

ぞれのスライドでお示ししております。いずれの年もおおむね同様の傾向を示しているものと考えられますので、三つのスライドをまとめて御説明いたしますと、漁獲実績は700トン台前半で、各船に設定された割当量に対する漁獲量の割合、すなわち消化率は、いずれの年も平均で95%を超えている状況です。各IQを超過した船もありましたが、全体としては、関係漁業者の皆様が資源管理に対する御理解と御協力により、各船がIQに基づき漁獲を行った結果、左側の棒グラフのとおり、1月から12月まで通年で水揚げが見られ、全体の漁獲量は、かつお・まぐろ漁業のIQ管理区分への配分量内に収まっております。

また、右側の円グラフ、こちらは各船の消化率別隻数と割合を示したものでして、緑の部分と赤の部分を合わせたもの、すなわちIQの消化率が90%以上の船につきましては全体の75%を占めております。オレンジ色の部分、すなわち漁獲実績が全くない漁船は、全体の大体15%前後存在している状況です。

以上が、過去3管理年度のIQの実施状況の説明となります。

次に、令和8管理年度以降の設定基準について御説明いたします。43ページの下のスライドを御覧ください。

前提としまして、漁獲割当割合の設定は公平かつ合理的に行われる必要がありますことから、あらかじめ漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされています。この基準を定める際の勘案事項につきましては、この43ページの下のスライドの一番下のところに囲みがございますけれども、この囲みの記載のとおり、漁業法及び漁業法施行規則でこの勘案事項が定められております。

令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けて、今後、本分科会において御審議していただければと思っております。具体的に審議をお願いする事項につきましては、ここに記載の(1)から(3)となります。

まず、(1)ですが、これは設定に用いる漁獲実績の具体的な年と期間についてです。現行の基準は、令和2年から令和4年の3年間のうち、自主的IQを実施した令和3年を除く2年間の漁獲実績として使用しております。令和8管理年度以降におけるIQ設定に当たり、TAC配分における漁獲実績の勘案方法としまして、これまで広く用いられているやり方を踏襲し、直近3か年分である令和4から令和6年の実績を用いることが考えられます。なお、IQ設定時点で漁獲実績が確定していない令和7年、すなわち今年の実績は利用できないこととなります。

次に、(2)の漁獲割当割合の有効期間についてです。現行は、令和6年、令和7年の

2年間としております。漁業法施行規則第4条では、有効期間は原則として5年とされています。資源の特性や採捕の実態を勘案し、1年を下回らない範囲で短縮できると定められており、有効期間を何年間にするかも検討する必要があります。

最後に、(3)の配分の在り方です。現行は、均等割30%、実績割70%となっております。また、二つ目のポツに書いていますとおり、過去クロマグロの漁獲実績がない船舶の取扱いについても検討が必要としておりますが、これは2年前、現行の設定基準を議論していた中で、事務局からは、次回の漁獲割当割合の設定の際に、設定を受けたIQを利用しない船舶に対する配分の在り方を含め設定基準の見直しを行う、との方向を示させていただいているところでして、この点も含めて今後御審議をお願いしたいと考えております。

最後に、IQ設定のスケジュールについて、44ページを御覧ください。

今後、団体を通じて関係漁業者に対しましてIQ設定基準に関するアンケート調査を実施いたします。9月以降に予定している分科会において、アンケート調査の結果の報告や設定基準案をお示しいたしますので、そこで具体的な審議をお願いしたいと考えております。分科会での審議は複数回の開催を想定しておりまして、諮問・答申を踏まえ、令和8管理年度以降の設定基準を決定し、12月15日までに各漁業者に対し、漁獲割当割合及び令和8管理年度年次漁獲割当量を設定する予定です。

説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 ありがとうございます。東村です。

まず、最初に確認させていただきたいんですけれども、43ページの2-1はこれから審議が行われるということですよね。だから、私、今ここであれこれ意見言わなくても、後に意見を言う機会はあるということでもよろしいでしょうか。それは、だから飛ばしますね。飛ばします。その機会のときに。

1点、まずは、赤塚室長が。話変えてごめんなさい。いいですか、赤塚室長の御担当部分なんですけれども、かなり複雑な融通というか、譲渡とかがなされているのは、どんどんページが分厚くなってくるので分かるんですけれども、先ほどこちょっと融通のときに発言をしそびれたんですけれども、クロマグロは割と融通が頻繁に、また、割と細かい数値で行われているんですが、これにおいても融通をした方、あげた方は特に何かメリットが

あるわけでは多分ないと思っているので、いずれ自分が困ったときにもらえるかもしれないぐらいのメリットしかなさそうなことと、あとは、ちょっとここでI Qの話を挟むのは、クロマグロなので、赤塚さんがおっしゃったところと区切って話しているのは、それゆえにI Qの話をあまりだらだらしたくないんですが、I Qを入れるとどうしてもそれがI T Qにずるずるいっちゃう。

例えばですけれども、自分がI Qを使っていなかったら、その分を誰かに売りたいなという気持ちが出てきたり、使っていない人のを買いたいなという気持ちが出てきてしまわずにずるずるI T Qになるというのは結構懸念される場所なんですけど、クロマグロに関しては、これは都道府県が譲渡したり受取の主体になっているので、お金は多分介在していないはずだというふうに理解しています。おかしいことになると思いますので。かなりおかしいことになる。

だから、私自身、これはすごく複雑で、こんなに複雑にしないといけないものなのかと思って、担当者以外誰も理解していないんじゃないだろうかと思いつつも、初期の頃から見ているので、どんどん複雑化しつつも、まあまあ日本においてはうまくいっていると思います。

ただ、ここで私がこんなだらだら何をしゃべっているかというのと、要は行政を介在させて融通させるのでなければ、I Qを入れたらI T Qにずるずるなるでしょうねということ、必ず介在させてほしいと言いながら、すみません、後半部分に移っていくんですけども、資料7-3の方ですが、この円グラフで書いてある漁獲実績なしという部分ですね。この部分の、もともとT A Cがあって、例えば17%というのは結局どこへ行っちゃったんでしょうか。獲られないまま無駄に海に魚がいる状態だったのか、誰かがその分をちゃんと消化して無駄にならなかったのか、ここをちょっとお聞きしたいのと、さっきちらっと申しあげましたように、その譲渡し、融通がどんなふうに、もし行われていたとしたら、どんなふうな形で行われていたのか。

やっぱり無駄はよろしくないなというふうには考えますけれども、じゃ、好き勝手にみんなで売り買いするのは、また日本はI T Q制ではなくてI Q制ですから、それはおかしいということで、私自身が考える一番I QがI T Qにならない有効な方法は、間に行政を絡める。業界団体でも日本だったらいいかなという気もしますけれども、そういうところが間にちゃんと入って、個人個人ではやらないということかなというふうに、これは私の自分の研究成果をここで発表しているようなものですがけれども、この辺りの事実関係をい

かがか教えていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 では、鈴木室長。

○かつお・まぐろ漁業室長 東村委員の御質問ですが、42ページの円グラフについて、漁獲実績がないところがどうなったかという御質問だと思いますけれども、個々の全てを網羅的に見ているわけではないんですが、基本的には、漁獲がなかったものに関しましては、移転というものが行われているというふうに考えております。全てが全部移転されているということではないですけれども、例えば船主さんが船を2隻持っている場合に、1隻に寄せて、すなわち、移転させて、効率のよいやり方をする。特に、クロマグロに関しては漁場や仕立ても変わってきたりしますので、経営的な判断として、1隻に寄せたりというようなこともされるのではないかと考えています。

あとは、年間、令和6年ですと大体40隻ぐらいの船が移転をしています、それに関して、今、御心配されていたような行政の介在ですけれども、全て、行政側で法律に基づいて認可をしていますので、しかるべき手続を取った上で我々の方で認めている形になっております。

御指摘のように、しっかりちゃんと利用できる方が限られた資源を利用していくという、その趣旨は我々としても承知しているところでございます。

○資源管理推進室長 推進室室長です。

最初の質問ですね。譲渡のメリットの話ですけれども、この資料でいうと4ページ目の下のスライドを見ていただけますでしょうか。こちらの都道府県への追加配分の方針のイが正に譲渡メリットという名称が付けられているものです。過年度において配分量を他の都道府県などに譲渡。譲渡というのはいわゆる無償で渡すということです。譲渡した実績のある都道府県に対しては当初配分量の7%を上限に、譲渡した数量と等量を追加配分すると。それだけではなくて、方針のウについても、譲渡をしたことで消化率が上がることになるので、それが8割以上となれば追加配分を受けることになります。

これは先ほどの渡部委員の御質問とも関係するところですが、譲渡メリットが太平洋のサバ類で入らなかった理由ですけれども、大きな違いは、クロマグロは全ての都道府県が数量を明示して配分されており、太平洋のサバ類は「現行水準」による配分を受ける都道府県が存在します。「現行水準」による配分を受ける都道府県は、漁獲努力量を通じた管理を行うものとされているので枠の譲渡をする・受けることはありません。そのような

中にあって譲渡メリット措置が導入されると、譲渡に関わらない「現行水準」の都道府県が不利益を被るおそれがあるということで当該メリット措置は導入しない、そのような運用をしています。

○東村委員 ありがとうございます。

すなわち、元、また100トンで話をして申し訳ないですが、100トン持っていて、でも使わなかったら20トン譲渡しましたよという、次の年は変な感じですけども100トンベース、TAC変わりますからベースプラスのその譲渡した、自分で言っていて忘れた、20トンか、がもらえるというメリットというか、があるということでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

4 ページ下のスライドのイの、下線が引いてある2行目を見て頂ければと思います。

「当初配分量の7パーセントを上限に」と書いてありますね。だから、令和7管理年度の当初に100トンをもらっていれば7トンが。

○東村委員 7トンですね。

○資源管理推進室長 はい。

○東村委員 そんな、どんどんもらえるわけではないということで。でも、それだけはもらえるということですね。

もう一ついいですか。すみません、赤塚さん、室長の方なんですけど、IQの、IQ当たりかつお・まぐろ5トンもらえるって、そのどれぐらいの、経営体にとってすごくうれしい量なのか。これは業界の方に聞いた方がいいのかもしれませんが、何なんでしょう、このIQ、1IQ当たり5トンって多いのか少ないのか、ちょっと、ごめんなさい、教えていただけると幸いです。こんなのはもらってもしょうがない量なのか、それなりに有り難い量なのかというところをよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 これは齋藤委員でしょうか。

○齋藤委員 まずもって今の関連でございすけれども、かつお・まぐろ漁業においては、他の漁業区分と比べても非常に、95%以上使っていると。言い換えれば、ほとんどの船があるタイミングでもうマグロが獲れなくなって放流をやらざるを得ないと。そういった苦労の中での操業であるということがまず前提にございす。

それから、その平均で5トンということなんですけれども、これは少ない船は1.何トンという船が相当ございす。2トン台とか、多い船で二十数トンとか、そういった船もあって、なかなか平均だけでは言えないところがあって、当然ながら5トンの平均では足り

ているということにはならないということでもあります。

それから、全く獲っていない船はどうなんだというのは、あるいは今後オミットするべきでないとか、そういうことも出てくるところであるんですけども、やはりマグロ操業に出ていないというか、やれないというそれぞれの理由もあるケースも相当あるわけですね。なかなか、いささかの業務の変更なんかもあったり、それが一定の投資を伴うとか、あるいは、何らかの理由で船がそもそも係船状態であったとか、出ようと思ったんだけど出られない何かがあったとか、いろんな理由があって、ばつさりとはいかない面があるんですけども、そういった状況でございます。

お答えになったかどうか、現状、他の沿岸漁業も相当苦勞されておるわけですけども、かつお・まぐろ漁業においても非常に苦勞の中での操業を余儀なくされているということ、来年の管理期間以降の配分も今回の提案に基づいて業界内の意見をそれぞれ伺いながら、またアンケートに答えてまいりたいと、そのように思っています。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 定置の日吉です。

今回のこのマグロの資料、すごくよくできているなど。マグロの資源の歴史のところから配分のところ、この1冊である程度分かるなどと思うんですけども、あと漁獲インパクトもちゃんと書いてくれていて、定置の放流のことも書いてくれていて、よく端的に書いてくれているなどと思うんですけども、明日かな、WCPFCに対するクロマグロの会議があると思うんですけども、定置の業界からいうと、また北海道、今現在ですけども、北海道や東北、日本海、九州、中部太平洋も、マグロが今度は大きくなり過ぎていて、放流も相当大変なんですね。水産庁においては、その放流することについて4倍ぐらいにその放流手間賃というか、増やしていただいて有り難いんですけども、マグロは本当増えていて、現状的には漁獲実績もない放流をずっと続けているわけですけども、WCPFCにおいて、他国に定置漁業というものはないので、なかなか国際的に理解してもらうのは難しいのは十分承知ですけども、沿岸の定置は今、沿岸漁業の半分ぐらいを生産するような業態になっています。また、マグロだけ獲っているわけでもありませんし、それを放流するというのは、何回もこの場でも言わせていただいていますけれども、現場では相当な負担が掛かっています。

前回、昨年に増枠とともに日本が約束した2キロ未満のマグロはもうほぼ獲らないという、このことも日本定置においてはみんなで共有させていただいて、余計ナーバスになって、もう絶対獲らないと。私たちが獲るのは、2キロもそうだけれども、それ5キロも獲れないみたいな状態もあるわけですね。これは別に国が約束したことだから守ることは当たり前だと思っているし、それをまたWCPFCの会議でそういうことも言っていただきたいし、放流というものを是非、夏に行われるWCPFCの会議では是非定置のことを発信していただきたいなと切に思うところです。

よろしくお願いします。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 すみません、資源管理部長のコメントを頂きたいんですけども。

○山川分科会長 魚谷部長、よろしくお願いいたします。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。

正に過去の資源管理分科会でも申し上げたように、私は1回、北海道の定置でクロマグロを逃がす現場を見させていただいたことがございます。その苦勞ということ、苦勞だけではなくて心情的なものも理解できるところがあるなと思ったところでございます。御意見いただきましたので、明日の全国会議でも同じような意見を言っていいただければと思いますけれども、そういったものも受け止めて国際対応もやっていくということでございますので、引き続き御理解、御協力をいただければと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特になければ本件はこれぐらいにさせていただきますして、続きまして、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」と鯨類を除くTAC資源について、前回、第137回資源管理分科会以降に発生しました数量の変更を資料8を用いて報告します。

1ページに当たるところですが、こちらは令和7管理年度において事後報告で対応できるとした数量の変更を種類別に示したものです。

次ページに移ります。今回発生した数量の変更です。合計で3件、数量変更が生じまし

た。

まず、「まいわし太平洋系群」につきまして資源管理基本方針別紙2にあらかじめ定めた方法、いわゆる75%に則って、5月16日、5月26日に国の留保から、いずれも宮城県に対して追加配分が行われました。それに伴う数量の変更です。

二つ目、合計で3件目になりますけれども、「まあじ」です。「まあじ」については島根県と長崎県との間で数量の融通が調いましたところ、これに伴う数量の変更を報告するものです。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特になければ、続きまして、資源管理協議会による資源管理協定の取組の効果検証について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料9の準備をお願いします

資源管理協定につきましては、効果の検証を定期的に行い、その結果を踏まえて必要な改良を行うことを繰り返すことで、より効果的な自主的資源管理を目指していくこととしています。

このことについて、国の資源管理協議会による取組の効果検証の基準が本年6月4日付けで策定されましたところ、この資料を用いまして資源管理分科会に報告します。

スライドの番号でいうと2枚目を見ていただけますでしょうか。

このスライドは、協議会による取組の効果検証の基本的な考え方を示したものです。

まず1点目。協議会による取組の効果の検証は、協定の制度、法律に基づく制度に鑑みまして、協定が対象とする水産資源ごとに協定の取組を進めることで資源管理の目標の達成が見込めるかという観点から行うこととします。

2点目。このうち特定水産資源につきましては、I Q管理区分以外の管理区分における特定水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質などに鑑みて、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかという観点から取組の効果を検証することとします。大臣管理漁獲可能量は、資源管理の目標、漁獲シナリオ、最新の資源評価結果に基づいて算出されるものであることも、この考え方の採用に至った背景にあります。

最後、協定内容の履行状況についてです。履行状況は、資源管理協定の最も重要な要素の一つですけれども、取組の効果検証というところにおいては、参考情報として取り扱うこととしました。ただし、履行の状況、特に不履行があったことについては、協議会として改善を求め、検証結果とともにその旨を公表することとしました。

次のスライドから、協定の類型ごとの判定基準を説明します。類型は全部で五つあります。一つのTAC資源を対象としている協定、複数のTAC資源を対象としている協定、単一のTAC資源以外の水産資源を対象としている協定、複数のTAC資源以外の水産資源を対象としている協定、最後はTAC資源、TAC資源以外の水産資源の両方を対象としている協定です。

それぞれの基準について説明します。スライド番号でいうと3枚目をお願いします。

まず、単一のTAC資源を対象とする協定については、先ほどの説明の繰り返しになります。大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていれば、「効果があって、継続する」と判定します。逆に、大臣管理漁獲可能量が守られていなければ「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定し、改良の方向性を付記します。

注目していただきたいところは、それぞれの判定を色で表しました。「効果があって、継続する」であれば緑色を、「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」であれば赤色を用いることで、良し悪しが一目瞭然で分かるようにしました。そのほか、協定によっては漁獲可能量による管理以外の手法による取組を定めているものがあります。このような協定の場合には、必要な場合には参考情報としてこういったその他の取組の評価を付記することとしています。

次のスライドに移ります。スライド番号だと4枚目ですね。

次は、複数のTAC資源を対象とする協定です。シンプルに申しますと、それぞれの資源について評価して、全部が緑の評価であれば緑になり、全部が赤であれば赤になります。一つでも緑の評価ではない対象資源がある場合には、協定全体として、「取組の効果があったが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」として黄色の評価になります。

次のスライドに移ります。

今度は、単一のTAC資源以外の水産資源を対象とする協定の判定基準です。繰り返しになります。TAC資源については、守るべき大臣管理漁獲可能量は資源管理の目標と漁獲シナリオと最新の資源評価結果から導かれるものですから、それが守られていることで

もって資源管理の目標の達成は見込める、したがって、取組の効果があつたと判定ができますが、T A C 資源以外の水産資源についてはそのような理屈が使いません。なので、何でもって協議会が取組の効果を判定するかと申しますと、まずは、資源管理の目標を達成している又は資源量の増大が見られるなど、資源管理の目標の達成が見込めることを取組の効果があつたと判定する基準としました。

次に、取組の効果があつたと判定されたら２段階目の評価が入ります。ここでは、取組の内容や資源管理の目標について継続が妥当と認められるかどうかというところを見ます。認められた場合には緑の評価になりますし、一部について改善が望ましいと協議会が判断した協定については「取組の効果はあつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」として、青色と共に示すこととしました。

何をもって継続が妥当、望ましいと認めるのかということの例示といたしましては、ちょっと文字が細くなって恐縮ですけれども、取組の内容については、大臣が認定したときはまだ実績はありませんでしたけれども、取組の実績と見比べた結果、乖離が相応の範囲内にあるかどうかということ、目標については容易に達成するものかどうかという観点から継続が望ましいか否かということを協議会に評価して頂きます。

最後、取組の効果が認められない協定については赤と判定して、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更の方向性を付記することとしています。

６番目のスライドに移ります。

だんだんと複雑になってきますけれども、今度はT A C 以外の水産資源を複数対象とする協定の評価の基準です。まずは対象とする資源ごとを取組の効果があつたと認められるかどうか評価します。全ての資源が緑と評価されれば協定全体として緑の評価になります。全ての資源が赤と評価されれば協定全体として赤の評価になります。対象とする資源の一部が赤と評価された協定は「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である変更が必要ある」と黄色で表示された判定になります。対象とする全ての資源が緑ではないけれども、赤と判定された資源もない協定については青色、協定全体として、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定します。

次のスライドに移ります。

今度は、T A C 資源とT A C 資源以外の水産資源が混じっている協定です。まず見るところは、T A C 資源全体で見たときの評価、スライドに掲載した表の縦の部分です。もう

一つ見るところは、T A C 資源以外の水産資源が全体としてどういう評価になるのか。これは表の横の部分に当たるところですね。縦の評価と横の評価の組合せによって協定全体の評価を出します。T A C 資源全体の評価とT A C 資源以外の水産資源の全体の評価、両方が緑であれば緑になりますし、両方が赤であれば赤になります。どちらかが欠けていれば、それに応じて黄又は青の判定となります。

最後のスライドです。資源によっては取組の開始前において予想することができなかった外部要因により取組の効果が判定できないものがあります。こういった資源については、想定外の外部要因が起きたので効果は判定できないということになります。複数の資源を対象とする協定にあっては、一部の資源だけ想定外の外部要因により取組の効果は判定できない資源が存在し得ます。このような場合においては、「想定外の外部要因により効果が判定できない」と判定された資源を除いた状態で、先ほどのフローチャートに従って判定します。

最後、口頭にて、大臣が認定した資源管理協定の効果検証の状況を報告します。

今回、検証の時期に至りました8協定、全部で15あるうちの8協定については、協議会による検証を終了し、現在、結果の最終化を進めているところです。今後、これら8協定の全てが参加者による協議会の検証結果を受けた対応を終了次第、一斉に水産庁ホームページにて結果を公表いたします。こちらについても、うまく時節が合えば水産政策審議会にも報告させていただきます。

事務局からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

三浦委員。

○三浦委員 ご説明、ありがとうございました。

資源管理協定についての効果の検証ということで、資源管理の取組についてP D C Aサイクルを回しながら検証していくといったことは理解もしますし、必要なことだと我々は思っています。

しかしながら、その一方で、近年、やはり栄養塩も含めた様々なことにおいて海洋環境が激変をしていて、資源管理の取組を行っても十分に効果が出ない、こんなことがもうたくさん起きている状況になっています。

こうした中で、特に沿岸漁業など、定置にしても釣りにしても刺し網にしても、資源に大きなインパクトを与えているということはないと思うんですよね。そうした中で資源が回復しない。資源管理をやっているにもかかわらず回復しないことがあるし、海水温の変化をはじめとした海洋環境の激変という要因によって資源が全然増えないということもありますよね。

にもかかわらず、資源が回復しないからといってすぐに「資源管理の取組が不足している」ですとか、「取組の見直しが必要だ」などというふうに、強硬に片付けられてしまうことがないように、しっかりとしたものにしていただきたいと思います。

どんな原因でそのようになっているか、原因究明やそうした分析も含めて、しっかりやっていたらダメだと、漁業者は今後どういう対応を取って行ったらよいのか本当に分からない状態だと思います。

資源管理をやるのは当たり前のこととして――みんな漁業者はやっていますので――今度は本当に、環境の変化に対してどういう状況なのか、そうしたものをしっかりと漁業者にも教えていただきたい。そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 赤塚室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

P D C Aサイクルを回していくの中で、効果を検証するための材料を与えるという意味で資源評価は重要ですし、いろいろなところで資源調査・評価の予算拡充に対する期待の声を聞いておりますので、それを受け止めてまいります。

また、もう一つ、参加者だけではなくて協議会も効果検証を行うというところがこのP D C Aサイクルの特徴の一つですので、そういった協議会による検証、その中には有識者の方が参加していますので三浦委員が言ったような、目の前の事象だけを捉えて短絡的な評価をするのではなくて、次につながる、P D C Aサイクルですから次につながるような効果検証になればと期待しています。ありがとうございます。

○三浦委員 よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村です。

毎回勉強不足ですみませんがと言っていますが、この資源管理協定の、この図じゃないんですけども、同じような感じのを水産政策の改革のときとか、あと、漁業法の改正のときとか、この資源管理分科会に出席したときに拝見した覚えはありますが、これ、ごめ

んなさい、この協定認められたら何がよかったんでしたっけ。

つまり、認められたことによるメリット若しくは、メリットがないと先ほどの話じゃありませんが、取り組もうという気持ちもなかなか出ませんので、その辺ちょっと私にも分かるように説明していただけますでしょうか。

○山川分科会長 赤塚室長、お願いします。

○資源管理推進室長 教科書的なことを申しますと、資源管理を通じて資源の持続的利用が確保されることで、経営の安定化等につながるというメリットがあります。

ただ、一時的な取組の強化によって収入が減少したときに、それを補填するものとして積立ぶらすの制度を設けていまして、ここの加入要件として大臣又は知事が認定した資源管理協定への参加が定められています。それが答えになると思います。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、ウェブの御参加の委員の方、よろしいですか。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何か委員の方々からございますでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員 すみません、全国ふぐ連盟という団体の方からちょっと報告というか、伝えてほしいというふうに言われたんですけれども、全国ふぐ連盟といえども私もトラフグの生産者で加入していますし、あと、下関の唐戸市場とか豊洲のフグ関係を扱っている市場関係の人とか、あと、フグの料理をしているところの店舗さんとか、そういったところで作っている団体なんですけれども、そこで問題になっているのが、最近でも、遊漁船で毎日のように大量のトラフグが釣られているということで、今この時期になると産卵期ということなんです、産卵を迎えるトラフグをたくさん釣られている、毎日のように。

そういったことで、資源が今後気になるということで、できれば釣る数とか、また時期とか、そういったものを水産庁の方で何か規制してもらえないかというのが1点と、あともう一点が、釣った天然のトラフグを遊漁船の船頭さんが、これを持って帰ってユーチューブ見ながらでも料理して食べてくれやというようなことを言うみたいなので、それを持って帰って自分で料理して食べたら、特に産卵期のトラフグなんかは卵巣がかなり発達しているので非常に危険なんですけれども、そういったところを早く指導してもらわないと本当にすぐに死人が出てしまいますよというようなことを言っていたので、できれば関係

部局の方からそういったところを早く指導してほしいなというふうに伝えてほしいということですので、よろしくお願いします。

○山川分科会長 この件につきまして、何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

今日ちょっとこの場にはおりませんでしたけれども、全国ふぐ連盟の要望が、沿岸・遊漁室の方にあったと聞いていますので、今日、前田特別委員からそのようなお話があったことは伝えて、しかるべく対応させたいと思います。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかに、その他ございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

私は、この特別委員になって4年で、今日でこの会議が終わりなんですけれども、再三、毎回というか、私はもう何年も言っているんですけれども、やはり水産庁の側の答弁として資源評価とかいうところで足りないものというのは、やっぱりこの海洋変化の環境変化のその説明が足りないということは、当初、初めになったときからもそこを訴えていたんですけれども、なかなかまだまだ明快な答弁が得られないと。

先月も水産セミナーで環境のところでも参加させてもらったときにも、水産機構さんの、いわゆる今の黒潮大蛇行の効果だとか要因だとかいうことの質問に対しても明確な答弁が出なかったと。ああいうのを見れば、やはりこれから先、資源管理の中で再々皆さん、いろんな漁業の方がなぜだというところの、そこにはやはりその環境変化、海洋変化のその要因が一番であるというのが現場感覚なんです、これは。そのやはり問いのところで答弁がしっかりできないというところは、少し私は残念な思いであります。

これから先、この分科会をやる中でしっかりとやはりその説明をやるためには、しっかりとその海洋変化、海流変化のその根拠、要因が説明、答弁がしっかりできるようなこれから先の取組をやっていただきたいと思います。

何かやはり資源分科会だから、いわゆるいろんな係数を用いて数字でいろいろやっています。確かに当初はなかなか頭が固いなと思ったんですけれども、だんだんとやはり現場に寄り添うようないろんなTACの配分のやり方にはなってきたはおるんですけれども、しかし、やはりこれだけいろんな魚種が急激な激変だとか、激変の要因が分からないというところの説明が、国としてやはりしっかりとこれから先、説明、答弁ができるようなこ

れからの仕組みをやっていただきたい。

ただ生物学的な、ただ算式を用いて、特に私がよく思うのは漁獲圧という話が出てきて、そこでいろんな係数を求めて数字を出すんですけれども、いわゆる現場の漁業者としては、本当に漁獲圧が多いというような状況は漁業として今ないと思うんです。どの漁業でも、漁獲圧を高めたくても高められない。その背景にはいろんな、燃油高騰もあり、魚もいない。一番決定的なのは、やはりなかなか乗組員が、人材が集まらないというところ。だから、本当に昔から比べたら、20年前から比べたら思うようにそんなに操業ができないような実態はあると思います。これは陸と一緒に、働き方改革と同じようなことで、海でもやはりその働き方改革みたいな感じで、やっぱりどの沿岸漁業であろうと沖合漁業であろうと、そういう現状にあります。

だから、そういう中で、なかなかやっぱり、漁獲圧がどうのこうので片付けられてしまうのはちょっといかなものかなと私は思います。やっぱり要因としては、皆さん一生懸命自分の漁業では獲るということに最大限のことは、今の環境の中でやれることをやっていると思う。しかしながら、なかなかやっぱり実績上がらないという。

そこでのところで、皆さんの思いは、やはり環境は変わっているなと、海は変わっているなというところがありますので、これからもこういう会の中でそういう答弁がしっかりとできるような研究を蓄積して、明確な答弁ができるような体制にやっていただきたいなと思います。これが1点。

もう一つは、この間テレビの番組で、「ガイアの夜明け」の中で未利用魚の魚をやるということで、いい取組だなと。私も、一昨年、ドスイカというイカを未利用魚対策でやりました。そういう中で関心を持って見ていたら、オオズワイガニを、私がいつも言っている、オオズワイガニを本当に本場の、我々本場のところに持ってきているのは、国がお勧めの会社であったというところには非常に残念であり、がっかりしました。というのは、何年もそういう話を出してきた中に、ただ分かりません、分かりませんだけの答弁であった。だけど、国が推している会社が実際やっているということを聞いたときに、いや、国は全然知らなかったんですかという話なんですよ、私に言わせたら。

そういうところがやはり、もう少し信頼ができないといういうようなことを私は最後に言わせていただきたい。だから、やっぱりしっかりと分かっている情報は明確にして、国の未利用魚対策といっても、やはりこっちで売れないからこっちへ持ってきて、何十年一生懸命やっているところに持ってきてやることについて、国が全く知らない会社じゃなか

ったというところは、そこはやっぱりあなたたち何をとぼけているんですかというような私は思いはありますから、やっぱりそこはしっかりとこれから先、そういう未利用魚のそういうものも大事なことだと思うんだけど、各地域の係争問題に持っていくような取組方は、国としてやっぱり進めるべきではないと私は思いますので、是非一つの忠告として受けて、答弁は要りません。しっかりここを持ち帰って、これから先のそういう事業にちゃんとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御退任前の御意見ということで、前半の部分につきましては、水産庁とそれから水産研究教育機構と双方に関わってくることかと思えますけれども、貴重な御意見として受け止めていただければというふうに思います。

後半につきましては、もう答弁も要らないということですので、よろしいでしょうか。

では、ほかにその他ございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 お疲れさまです。

次回会合の日程ということですが、現在の皆様、委員の皆様の任期中の開催というのは今のところ予定してございません。皆様、水政審の委員の任期は8月18日をもって満了ということになりますので、改選に向けた手続というのを今進めております。

したがって、改選後に水政審の総会というのを開きます。そのときに併せてこの資源管理分科会も開催するという運びになることを今考えておりますので、現委員の皆様の任期中ということであれば、今のところ資源管理分科会の開催は予定をしていないということであります。

ただ、仮に今後何か情勢の変化があって、改選の前にこの資源管理分科会を急遽開くという必要が出た場合には、速やかに皆様に御連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、この機会を捉えまして、委員の皆様方、これまでの議論の中で非常に貴重な御意見あるいは御指摘、それから水産庁に対する御指導、叱咤激励、叱咤の方が多かったかもしれないけれども、非常にたくさんの御意見を頂いたことを改めて深く感謝を申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

改選の手段中ということですがけれども、先ほど川越委員から御意見、最後に頂きましたけれども、ほかの委員の方でもし自分は退任の予定でということでは何か御意見、最後に言っておきたいということ、もしどなたかございましたら。よろしいでしょうか。

○齋藤委員 一言だけいいですか。

○山川分科会長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、世間では価格転嫁ということが広く言われていて、経産省は相当頑張っているというか、下請法もそうですけれども、親から元請けから子供の方に価格転嫁が本当にできているかとかですね。特に大手なんかは、もうたたかれないから非常にデリケートにやっていますよね。

ただ、今の米の問題もそうですけれども、漁業においては燃油ほかコストの高騰を全く価格転嫁ができていないと。それに対して農水省が、やはり国民的な理解を求めるというか、そういったことを考えてもらわないと、漁獲が減っているからやや高傾向ではありますけれども、ただ、それはそれであって、やはり全く価格転嫁ができないということは、非常にこれは今後の漁業の再生産に問題があると思いますので、そこは是非頑張ってもらいたいなということでございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、これぐらいにしたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。非常に活発な御審議を頂きまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。